

厚生労働省

平成30年度障害者総合福祉推進事業

地域生活支援事業の実施状況（実態）及び
効果的な実施に向けた調査研究
報告書

平成31年3月

みずほ情報総研株式会社

目 次

第Ⅰ章 調査研究の概要	1
1. 調査研究の背景・目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	4
2. 調査研究の方法	5
(1) 有識者インタビュー調査	5
(2) 自治体アンケート調査	5
(3) 自治体インタビュー調査	8
(4) 実施体制	10
第Ⅱ章 有識者インタビュー調査結果	11
1. 対象①	11
(1) 地域生活支援事業の実績に基づくばらつきの見方	11
(2) 調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント	11
2. 対象②	13
(1) 問題意識の確認	13
(2) 調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント	13
第Ⅲ章 地域生活支援事業の実施状況（実態）等に関する市町村 アンケート調査結果	16
1. 調査結果（要旨）	16
(1) 地域生活支援事業の実施状況	16
(2) 日常生活用具給付等事業	16
(3) 移動支援事業	18
(4) 日中一時支援事業	20
(5) 地域生活支援事業に対する自治体のマネジメント状況	22
2. 基本情報	24
(1) 人口	24
(2) 障害福祉サービス等報酬における特別地域加算対象地域の状況	24
3. 障害者の状況	26
(1) 平成29年度の自立支援給付（施設入所系）の各サービスの実利用者数	26
(2) 平成29年度の障害者手帳等の実所持者数	26

4. 地域生活支援事業の実施状況	27
(1) 地域生活支援事業の実施状況および事業実施体制.....	27
5. 日常生活用具給付等事業の実施状況	32
(1) 給付対象とする用具の種目等について.....	32
(2) 利用者負担の状況.....	35
(3) 一人あたりの利用上限.....	39
(4) 基準額を超える金額であった場合の対応方法.....	41
(5) 平成18年度以降における、日常生活用具の種目、基準額、対象者、一人あたりの利用上限の見直し状況.....	43
(6) 他施策で利用可能な類似機能の用具等がある場合の併用状況.....	56
(7) 申請時に利用の必要性を評価する仕組の有無.....	57
(8) 利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況.....	59
(9) 給付する用具の取り扱い事業者に対する事前登録の実施状況.....	63
(10) 平成29年度の日常生活用具給付等事業の実施状況.....	64
6. 移動支援事業の実施状況	89
(1) 各年度の実利用者数.....	89
(2) 事業所別の実施体制.....	90
(3) 利用対象者、利用上限の設定.....	92
(4) 医療的ケア児への対応状況.....	162
(5) 利用目的の規定.....	165
(6) 2日以上継続した外出.....	170
(7) 出発前の準備、帰宅後の支援.....	171
(8) 利用上限について規定している内容.....	175
(9) 利用上限について規定している内容.....	178
(10) 減免措置.....	180
(11) 自立支援給付との併給.....	181
(12) サービスの必要性を評価する仕組.....	184
(13) 利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況.....	187
(14) グループ支援型の実利用者の種別.....	190
(15) 今後のグループ支援型の体制整備に関する意向.....	190
(16) 事業費（委託費・補助）について.....	192
(17) 移動支援事業登録後の経過期間別の利用者数.....	195

7. 日中一時支援事業の実施状況	196
(1) 事業所別の実施状況.....	196
(2) 利用対象となる障害種別、障害支援区分等.....	200
(3) 利用料.....	222
(4) 利用者負担.....	224
(5) 減免措置.....	226
(6) 一人あたりの利用上限.....	227
(7) 平成 29 年度の実利用者数.....	231
(8) 医療的ケア児への対応.....	232
(9) 必要性を評価する仕組.....	236
(10) 定期的に状況把握を行っている内容.....	238
(11) 利用者ごとの支援計画作成.....	239
(12) 日中一時支援事業に関する追加調査（職員配置等状況）.....	242
8. 地域生活支援事業の効果的な運用に向けて	244
(1) 第 5 期障害福祉計画（計画期間：平成 30 年から平成 32 年）を策定する際の定量的な計画値（実利用見込者数）の設定方法.....	244
(2) 地域生活支援事業に関する情報提供・支援の実施状況.....	246
(3) 地域のニーズの把握方法.....	252
(4) 障害福祉サービスに関わる取組状況.....	255
9. 利用率、一人当たり年間金額（公費）	257
(1) 日常生活用具給付等事業.....	258
(2) 移動支援事業.....	261
(3) 日中一時支援事業.....	263

第IV章 自治体インタビュー調査結果..... **266**

- ・ 和光市：地域生活支援事業を含む障害福祉サービスの公的マネジメントの実践事例
- ・ 練馬区：日常生活用具給付等事業等におけるニーズ把握とシミュレーション実施に関する実践事例
- ・ 横浜市：障害福祉分野における公的サービスマネジメント実践事例（移動支援事業）
- ・ 鎌倉市：移動支援事業に関する事業者アンケート調査等の実践事例
- ・ 綾瀬市：障害福祉分野における公的サービスマネジメント実践事例（日中一時支援事業）
- ・ 金沢市：利用者ニーズの把握に向けた体制づくりの実践事例
- ・ 三島市：障害福祉分野における公的サービスマネジメント実践事例（日中一時支援事業）
- ・ 箕面市：日中一時支援事業を含む多様な支援ニーズに対する総合相談体制の実践事例
- ・ A 市：障害福祉サービスの公的マネジメント体制づくりの実践事例
- ・ 大阪府：地域生活支援事業に関する基礎自治体間の情報共有に関する取組実践事例

第 I 章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景・目的

(1) 背景

地域生活支援事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号) 4 条第 1 項に規定する事業である。障害児者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現を目的とした事業として、平成 18 年度に創設された。

地域生活支援事業の実施主体は、市町村(特別区)である。また、都道府県においても、市町村の事業が円滑に行われるよう援助するとともに、広域的な取組が必要となる事業を担っている。

事業は、必須事業と任意事業で構成され、事業の企画、実施にあたっては、障害者が暮らす地理的、生活環境の違い、人口規模、社会資源の有無等を踏まえ、都道府県、市区町村が策定する障害福祉計画に基づき実施されている。そのため、事業の支援対象、支援内容、利用者負担等は、多様な形態が存在している。

事業費は、市町村、都道府県が、総事業費の 25%ずつ、国が 50%を負担・補助する仕組となっている。実施基準は、国より指針として提示されているが、事業規模、個々の事業費の積算基準は、自治体の判断により規定されている。実際、各年の事業実績、事業費規模は、都道府県によってばらつきがみられる(別添資料参照)。

近年、障害を有する高齢利用者数の増加要因等から、全体としては、事業費が拡大傾向にある。

これらの点を踏まえると、現状の財源状況の中で、多様な障害者ニーズに対応しながら、地域生活支援事業を効果的・効率的に運用していくための取組が必要になると考えられる。

図表 地域生活支援事業

「市町村地域生活支援事業」

■必須事業	
ア	理解促進研修・啓発事業
イ	自発的活動支援事業
ウ	相談支援事業
エ	成年後見制度利用支援事業
オ	成年後見制度法人後見支援事業
カ	意思疎通支援事業
キ	日常生活用具給付等事業
ク	手話奉仕員養成研修事業
ケ	移動支援事業
コ	地域活動支援センター機能強化事業
■任意事業	
○日常生活支援	
	(1)福祉ホームの運営
	(2)訪問入浴サービス
	(3)生活訓練等
	(4)日中一時支援
	(5)地域移行のための安心生活支援
	(6)巡回支援専門員整備
	(7)相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
	(8)協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
○社会参加支援	
	(1)レクリエーション活動等支援
	(2)芸術文化活動振興
	(3)点字・声の広報等発行
	(4)奉仕員養成研修
	(5)複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
○就業・就労支援	
	(1)盲人ホームの運営
	(2)知的障害者職親委託

資料：「地域生活支援事業の実施について」, 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長,
平成 29 年 9 月 7 日

「都道府県地域生活支援事業」

<p>■ 必須事業</p> <p>ア 専門性の高い相談支援事業 イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 オ 広域的な支援事業</p>
<p>「サービス・相談支援者、相談者育成事業」</p> <p>(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従事者等養成研修事業 (5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (7) 精神障害関係従事者養成研修事業 (8) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業</p>
<p>■ 任意事業</p> <p>○ 日常生活支援</p> <p>(1) 福祉ホームの運営 (2) オスメイト（人工肛門、人口膀胱造設者）社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 児童発達支援センター等の機能強化等 (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (6) 医療型短期入所事業所開設支援 (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業</p> <p>○ 社会参加支援</p> <p>(1) 手話通訳者設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 障害者 IT サポートセンター運営 (6) パソコンボランティア養成・派遣 (7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (8) 身体障害者補助犬育成促進 (9) 奉仕員養成研修 (10) レクリエーション活動等支援 (11) 芸術文化活動振興 (12) サービス提供者情報提供等 (13) 地域における障害者自立支援機器の普及促進 (14) 視覚障害者用地域情報提供 (15) 企業 CSR 連携促進</p> <p>○ 就業・就労支援</p> <p>(1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等</p> <p>○ 重度障害者に係る市町村特別支援</p>

「特別支援事業」

- ・上記以外の事業であって、市町村、都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充足を図る事業
その他別に定める事業並みに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

資料：「地域生活支援事業の実施について」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、平成 29 年 9 月 7 日

(2) 目的

本調査研究は、自治体における地域生活支援事業の実施状況を把握するとともに、実施主体である市町村、都道府県が、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画策定時において、検討材料となる基礎資料を提供することを目的とした。

本調査研究の結果から、全国の自治体が、地域生活支援事業のより効果的、効率的な実施に向けた計画策定が実行できるよう、情報発信を行い、さらに、地域生活支援事業に関する制度の在り方について検討することを目指した。

2. 調査研究の方法

本調査研究は、1) 有識者インタビュー調査、2) 自治体アンケート調査、3) 自治体インタビュー調査を通じて、以下の情報収集を行った。

(1) 有識者インタビュー調査

【目的】

地域生活支援事業の現状および課題について有識者を対象にインタビュー調査を実施した。

本インタビューを通じて、1) アンケート調査票設計にあたっての仮説（選択肢情報）を得ること、2) 事業を実施する市町村等が事業の企画、設計、事業評価等を行う際に求めている情報、課題、対応策を把握することを目的とした。

【対象】

筑波大学人間系リハビリテーションコース (障害福祉分野)教授	小澤 温 氏
国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 主任研究官	大冢賀政昭 氏

【インタビュー項目】

- 地域生活支援事業の実績に基づくばらつきの見方
- 調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント

(2) 自治体アンケート調査

【目的】

地域生活支援事業の実施状況、障害福祉計画策定時等におけるニーズの把握状況、計画値の設定状況、障害福祉サービスに関わるマネジメントの実施状況について実態把握を行った。地域生活支援事業の実施状況については、事業費の実績額が地域生活支援事業の中で、比較的大きい事業であり、かつ対人サービスを対象としている、1) 日常生活用具給付等事業、2) 移動支援事業、3) 日中一時支援事業を対象に実施した。

【対 象】

全国の市区町村の障害福祉主管課を対象に実施した。

【実施方法】

障害福祉主管課担当者宛に、郵送により電子調査票を送付し、電子メールで回収する方式とした。

調査期間中は、フリーダイヤルによる電話問合せ窓口を設置し、自治体担当者からの質問に対応した。調査票回収期限前に、全対象自治体宛に、礼状兼調査協力依頼の葉書を発送し、回収率の向上を図った。

【回収数】

	有効回収数
自治体アンケート調査①	1,031 件 (有効回収率 59.2%)
自治体アンケート調査② (日中一時支援事業の実施体制に関する追加調査)	1,104 件 (有効回収率 63.4%)

※回収期限：

自治体アンケート調査①：平成 31 年 2 月 28 日回収分

自治体アンケート調査②日中一時支援事業 追加調査項目分：

平成 31 年 3 月 8 日回収分

【自治体アンケート調査①：調査項目】

基本属性	・自治体名(自治体コード) ・主管部署名
I 基本情報	・人口 ・障害福祉サービス等報酬における特別地域加算の対象地域
II 障害者の状況	・自立支援給付の各サービス実利用者数 ・障害者手帳等の実所持者数
III 地域生活支援事業の実施状況	・実施の状況、直営・委託の別、委託箇所数 ・必須事業のうち未実施の事業に関する理由
IV 日常生活用具給付等事業	・用具の種類について ・利用者負担のあり方 ・利用上限額の設定状況 ・基準額を超えている用具の取り扱いについて ・平成 18 年度以降における種目、基準額、対象者一人あたりの利用上限額等の見直し状況 ・他施策との併用について ・必要性の評価を行う仕組の有無 ・利用者ごとの支援計画の策定状況 ・事業者の事前登録の状況 ・種目別の実施状況(実利用者数、年間金額(公費)、年負担額(自費)、基準額、利用対象)

<p>V 移動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用者数 ・事業所別の運営主体、他のサービスの実施状況、実施形態等 ・利用対象者、利用上限の設定状況 ・医療的ケア児への対応状況 ・利用目的の規定 ・出発前の準備、帰宅後の支援にかかる時間の取扱い ・利用上限の設定状況 ・利用者負担の減免 ・自立支援給付との併給 ・必要性の評価を行う仕組の有無 ・利用者ごとの支援計画の策定状況 ・グループ支援型の対象等 ・委託契約の状況 ・登録後の経過期間別実利用者数
<p>VI 日中一時支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所別、運営主体、併設施設等の種類、定員数、サービス提供日数、送迎サービスの有無、実利用者数、延べ利用者数、自治体から支払われた公費の額(合計)、利用者から支払われた額(合計)、サービスの内容、医療的ケア児へのサービスの可否 ・送迎サービスの状況 ・利用対象者、利用条件 ・利用料 ・利用者負担の減免 ・一人あたりの利用上限 ・実利用者数 ・医療的ケア児への対応状況 ・必要性の評価を行う仕組の有無 ・利用者ごとの支援計画の策定状況 <p>[追加調査として実施した項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員配置基準の設定状況 ・サービス内容別の利用者当たりの人員配置の状況 ・配置職員の資格要件
<p>VII 障害福祉計画について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度、31 年度、32 年度の年間計画値 ・計画値の設定方法 ・地域生活支援事業に関する情報提供の状況 ・地域のニーズ把握の方法 ・障害福祉サービスの取組状況 ・地域生活支援事業の効率的、効果的な運用に向けて取組んでいること

(3) 自治体インタビュー調査

【目的】

自治体を対象に地域生活支援事業の取組状況等についてインタビューを実施し、他自治体が、事業企画、障害福祉計画等の見直しを行う際の参考資料となるよう整理を行った。

【インタビュー項目】

以下についてインタビューを行った。調査対象自治体により調査テーマを設定し、【調査対象】の表に示した内容について聞き取りを行った。

① 貴自治体における地域生活支援事業の実施方針

趣 旨：自治体における利用対象の設定方針、利用者負担、上限設定、委託事業費の単価設定・これらの見直しのあり方について

- ・利用対象者、受益者負担、適正な利用促進を念頭に置いた利用者負担の設定に関する考え方
- ・委託先に対する単価設定の状況（広域的調整の実態等）
- ・委託基準の緩和に対する考え方（専門職のみならず、多様な支援者による事業の実施：特に移動支援事業）

② 支援ニーズの把握、見直しについてのお取組状況

趣 旨：利用申請受理時におけるニーズ評価、見直しのあり方について

- ・利用希望者の支援ニーズに対する評価、見直しの状況
- ・支援計画策定等による、効果的、効率的な支援実施に向けたあり方の検討
- ・委託事業所との連携（委託先決定、委託事業所との情報交換、事業評価の実施状況）

③ 地域生活支援事業の実施課題および対応策

- ・障害種別もしくは各地域支援事業の問題点
- ・今後の対応策
- ・貴自治体オリジナル、独特な取組事例の紹介

④ 将来的な障害福祉分野における公的サービスのマネジメント体制の構築について

- ・自立支援給付、介護保険給付等との一体的な利用者支援・情報管理のあり方の検討
- ・情報提供、申請支援のあり方

⑤地域ニーズを踏まえた次期障害福祉計画策定のための取組等について

- ・先駆的取組事例を対象に、障害種別、程度区分等を考慮した、標準的支援量、アウトカム評価等に関するエビデンスの収集についての考え

【インタビュー対象】

- ・自治体インタビュー調査は、11自治体を対象に実施し、本報告書には以下の結果を掲載している。

図表 対象・調査項目

自治体名	人口 (人)	調査項目
和光市	41,143	・地域包括ケアの一環としてニーズ評価の実施、マネジメント機能の発揮。
練馬区	731,995	・日常生活用具給付等事業のニーズ評価の実施、マネジメント機能の発揮。 ・計画策定体制について。
横浜市	3,744,232	・移動支援事業の実施方針、ニーズ評価および効果検証等に対する意見等。 ・地活事業全般におけるマネジメント機能について。
鎌倉市	172,129	・移動支援事業に関する事業者へのアンケート調査、報酬単価の見直し、利用ガイドラインの見直し。
綾瀬市	84,229	・日中一時支援事業における、重度障害者や医療的ケアに関する対応。 ・地域生活支援事業全般における、マネジメント機能について。
金沢市	453,739	・日常生活用具給付等事業において、利用者ニーズにあわせた対象品目の拡大と見直しの検討を行うため、日常生活用具の見直しについて検討する専門部会の設置等。
三島市	110,444	・日中一次支援事業における、ニーズについて聞き取り調査等を実施し、適切な時間数・区分等を確認。
箕面市	137,826	・日中一時支援事業の実施方針、実施状況および効果的な運用について。
A市	—	・日常生活用具給付等事業を対象に、検討部会を立ち上げ、ニーズのフィードバック等を実施。
大阪府	8,825,545	・地活事業全般に対するマネジメント機能について。 ・移動支援事業の実施方針、ニーズ評価および効果検証等に対する意見。

(4) 実施体制

本調査研究は、下記担当が事務局となり実施した。

みずほ情報総研	社会政策コンサルティング部	医療政策チーム	山本 真理
みずほ情報総研	社会政策コンサルティング部	医療政策チーム	玉山 和裕
みずほ情報総研	社会政策コンサルティング部	医療政策チーム	佐藤 湊
みずほ情報総研	社会政策コンサルティング部	医療政策チーム	種田 郁子
みずほ情報総研	社会政策コンサルティング部	医療政策チーム	斉藤 恵美子

第Ⅱ章 有識者インタビュー調査結果

1. 対象①

【日時】平成30年10月9日（火）16:30～18:00

【対象】筑波大学人間系リハビリテーションコース（障害福祉分野）教授
小澤 温 氏

（1）地域生活支援事業の実績に基づくばらつきの見方

- ・自治体の財政力が、地域生活支援事業の給付額に影響していることが推測される。一方、“薄く広く給付する”のか、“厚く狭く給付する”のかは、自治体ごとの判断に委ねられている実態にある。但し、公的サービスという性質上、本来は、“薄く広く給付する”スタイルが目指すべき姿であると考えられる。
- ・山形県、秋田県は、全国でも屈指の三世帯同居率にあることから、家族によるインフォーマルサービスが機能していることが推察される。また、豪雪地帯であれば、冬の外出自体は容易でないことから、支援の仕方も変わるであろう。
- ・日中一時支援事業の都道府県間のばらつきを見るのであれば、身体障害者手帳だけでなく、知的障害、精神障害、障害児療育手帳所持者数の合計値を用いて見てみるのはどうか。
- ・入所系サービス利用者割合は、日中一時支援事業の利用者数に対してどのように影響するか、検証してみる必要があるだろう。入所系サービスをはじめ、自立支援給付と日常生活支援事業が代替関係にあったり、自立支援給付の実施機関（地域資源）が、日常生活支援事業の実施基盤となることが多いためである。

（2）調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント

- ・障害福祉サービス間の代替性に注目してみることを薦める。例えば、1)日中一時支援と放課後デイ、2)施設入所定員数が少ない地域での短期入所をつなぐニーズを補う方法、3)同行援護と移動支援事業一が挙げられる。想定される結果としては、自治体ごとに、特定の自立支援給付の額と地域生活支援事業の額を合算して比較するとあまり差がみられないのではないかと推測している。
- ・一方で、成年後見制度利用支援事業のようなソフトサービスこそ、自治体間の差が大きいのではないかと推測している。
- ・また、自治体において地域生活支援事業の事業規模が年々拡大している理由は何であるのか検討する必要があるだろう。

- ・これまでの自治体計画策定に関わる有識者としての関与、研究等を通じて、神奈川県は、地域生活支援事業を行政として強力にコントロールしているという印象がある。一方、東京都、埼玉県は申請主義の実態にあるだろう。
- ・今後は、障害福祉サービスにおいても、ゲートキーピング（ケアマネジメント）の仕組みを導入していくことが不可欠であると考え。日本の現状としては、システム化されていないといえる。そのため、多くの自治体では、相談支援専門員の助言（申請代行）、事業者の提案により、日常生活支援事業の利用につながっていると考えられる。
- ・但し、障害福祉領域においては、ゲートキーピング（ケアマネジメント）機能を導入することに反対する意見もある。その理由は、障害者の使い勝手が悪くなるという主張が中心である。
- ・都道府県間の地域生活支援事業の実績をみると、逸脱値を示す都道府県がいくつみられるが、実態としては、既得権、歴史的経緯によりそのような実績にたどり着いているという背景が推察される。データを評価していく際には、逸脱値を除外し、ある程度の分散の中におさまっている自治体を対象に検証していくことが有効であろう。
- ・次年度以降、アウトカム評価を行うための実証事業の方法を検討すると、例えば、移動支援事業を対象に、外出頻度を測定することで、一般的な外出頻度（指標）との差がどのように埋められているのか、その差を検証していくことで示す方法もあるだろう。なお、この外出スケールは、当大学のPT,OTの社会人大学院に所属する学生が、実施したものを紹介できる（例 脳卒中後遺症患者を対象に、リハビリテーションの実施により、近所レベル、中距離移動、遠距離移動の外出についてどのレベルが達成されているか研究）。なお、一般的な外出頻度（指標）は、国民生活基礎調査等の公表値を活用する方法が考えられる。
- ・自治体における第4期の障害福祉計画から策定支援に多数関わっているが、PDCAサイクルに基づいて策定されていない実感がある。
- ・今後、精神障害者の地域包括ケアシステムの構築、就労支援は、都道府県が牽引していくことが必要であると考え。その理由は、基礎自治体単位ではエリアが狭く、資源も少ないため、都道府県単位でエリア・セッティングし、ニーズと資源を調整していくことが不可欠であるからである。
- ・これまで障害福祉計画の策定に関与したことがある自治体として、中野区、立川市、川崎市がある。これらの自治体に対して、積極的な取り組みを行った自治体の1つとしてインタビューを行ってみることも有効であると考え（特に川崎市）。論点としては、ニーズとサービス間の調整、ゲートキーピング機能のシステム化に対する認識を確認してみるとよいであろう。自治体としてどのような方針を持ち、提示しているのか、計画相談支援においてどのような調整が行われているのかを確認してみるとよいであろう。

2. 対象②

【日時】平成30年10月9日（火）10:30～12:00

【対象】国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 主任研究官
大野賀政昭 氏

（1）問題意識の確認

- ・地域生活支援事業の事業費は、上限(キャップ)はないと考えてよいのか。
- ・今後、当該事業に対する国の予算規模が拡大していくことは、かなりのハードルがあることが想定される。効果的、効率的な事業のあり方を検討することが課題であろう。
- ・一方、効率的、効果的に事業が実施されることを目指すべきであるが、地域生活支援事業の役割の明確化、アウトカム指標、効果の標準化をどのように実施することができるか検討する必要がある。
- ・地域生活支援事業の中から、3つの事業を選んだ視点は、事業規模が大きい点、直接サービスであることであった。

（2）調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント

- ・本調査の中に、全国の自治体において、障害福祉サービス、地域生活支援事業に関する、“地域マネジメント” およびその“プロセス”の実施状況を把握する視点を加えるべきであろう。
- ・推測ではあるが、多くの市町村において、地域マネジメントはあまり実行されていないのではないかと考えられる。介護保険制度の中で市町村に定着しつつある、地域マネジメント機能を、障害福祉部門としてどのように整備していくか、その一助となるような質問を入れてはどうか。おそらく、good practice から障害福祉サービスとしての、地域マネジメントの進捗度を見ていくことが必要であろう。
- ・地域生活支援事業のうち3事業の都道府県間のばらつきを見るために、身体障害者手帳交付台帳登録人数1人当たりを指標としているが、他の指標に変えてみることも必要であろう。その理由は、和光市を例に挙げると、障害福祉サービスの利用者の多くが高齢者であり、介護保険制度が優先給付された上で、不足するものを地域生活支援事業他で補っているとも考えられるからである。そのため、市町村単位で、高齢化率、手帳所持者数、自立支援給付者数、自立支援給付額、をもとに比較をしてみることも有効であると考えられる。
- ・地方であれば、障害福祉サービスを提供する担い手（地域資源）がなく、提供したくとも実施体制が組めないという実態も聞く。

- ・地域活動支援センター機能強化事業は、日中一時支援事業と類似（代替機能となる）サービスを実施しているのか。
- ・調査の視点として、障害福祉サービスのコーディネーションの最前線において、どのような考え方に基づいてサービスを実施しているのかという点を加えてはどうか（障害福祉計画の中で、地域生活支援事業をどのような考え方に基づいてプランしているか調査することも一案）。
- ・次年度以降、地域生活支援事業を利用することによる、アウトカム評価を行うことができるサービスとして、移動支援事業を想定すると、1)対象が誰か、2)目的は何か、3)事業所数、4)実施までのプロセスを予め把握しておくことが有効であろう。
- ・地域生活支援事業の適正なサービス量とは何かを考えた場合、身体障害者は比較的設定しやすいだろうが、精神障害、知的障害は非常に難しいであろう。その理由は、支援を必要としている状況の個別性が高く、設定しにくい点が挙げられる。
- ・地域協議会では現状の課題整理、ニーズの把握を行っていると考えられるが、それがさらに機能していくことが必要であろう。
- ・次年度に実施する課題としては、特定の地域生活支援事業を対象に、ベストプラクティスと想定される自治体において、ニーズ調査（モデル事業）を実施し、利用者の状態像別に、必要性・必要量を規定するためのものさしをつくることが挙げられる。
- ・good practice の例として、介護保険制度の領域において有名な、大垣市（シノダ氏）、神戸市・マイケアプランを対象に、障害福祉分野の取組を比較しながら調査してはどうか。報告書の中で事例を示す際には、カテゴリ化をすることで、他の自治体が、その事例からどんなことであれば真似できるのかを示す工夫をすることが大切であるだろう。
- ・精神障害者は、医療ニーズを踏まえつつ、医療から、日中活動の場への移行、地域での生活に移行しつつある。こうした点も調査の視点として検討してはどうか。
- ・諸外国と比較した場合、社会保障関連予算の中で、親支援に関わる予算の割合が小さいことが指摘されている。今後、障害児分野においても類似の課題が指摘される可能性があると考えられる。
- ・日中一時支援事業は、集団支援であるため、効率的に実施することも課題であるか（例 定員に対する利用率を挙げて、拠点数を集約する）。
- ・アンケート調査項目として、1)ニーズ調査をどのようにしているか（一般的なニーズ調査レベル、真のニーズ調査レベル）、2)実施基準、委託方法の見直しをどのようにしているか（どのような場面で、どうやって、方針を示しているか、課題は何か）、3)支援計画、相談支援、コーディネーションを行うことについて情報提供しているか、といった点が挙げられる。

- ・和光市では、地域包括支援センター単位で開催される、地域ケア会議で、介護保険サービスのみならず、障害福祉サービス利用者、生活保護世帯等についても横並びで議論が行われている。つまり、支援を必要とする対象について一体的に協議されているのである（参考 人口約7万人、障害者手帳所持者約2000人、自立支援給付利用者数約500人）。

第Ⅲ章 地域生活支援事業の実施状況（実態）等に関する市町村アンケート調査結果

1. 調査結果（要旨）

（1）地域生活支援事業の実施状況

自治体アンケート調査の結果から、地域生活支援事業のうち必須事業は、「成年後見制度利用支援事業」、「自発的活動支援事業」、「理解促進研修・啓発事業」において実施率が低くなっていた。未実施の理由をみると、支援を行うための地域資源の不足、障害者のニーズが顕在化していないことが理由として挙げられていた。

任意事業については、「日中一時支援事業」の実施率が最も高く、次いで「訪問入浴サービス」であった。任意事業の未実施の理由も、必須事業と同様であった。

地域生活支援事業が必須事業を中心に全国の市区町村で実施されていることが確認されたとともに、障害者の自立支援、社会参加等を進めていく上で、今後は「成年後見制度利用支援事業」の普及が期待されるところである。

（2）日常生活用具給付等事業

①対象として定めていない用具の申請に関する対応

日常生活用具給付等事業については、9割超の自治体が、給付対象としている種目を定めていた。対象となっていない用具の申請があった場合には、申請を認めない自治体が4割、用具の詳細情報を収集・評価した上で、種目への追加がなされている自治体が2割みられた。種目を定めつつも、相談、申請時に寄せられる障害者の個別支援ニーズを的確に判断し、継続的に見直ししながら給付につなげている様子が伺われた。

②利用者負担

日常生活用具給付等事業における利用者負担については、全ての用具で利用者負担があると回答した自治体が9割超を占めた。また、その割合は、約8割の自治体で、用具の種類に関わらず一律であることが示された。一方で、利用者負担の減免措置は、7割超の自治体で実施されていた。

③利用上限

日常生活用具給付等事業における、各自治体で設定している、一人あたりの利用上限（例：利用している用具の基準額の合計額や、用具数の上限）をみると、8割の自治体において定められていなかった。

④基準額を超える金額の申請

日常生活用具給付等事業における、申請時に基準額を超える金額の用具の給付希望があった場合には、8割の自治体が、利用者負担の上限を超えない範囲で利用者負担としていた。

⑤種目、基準額、対象者の見直し

平成18年度以降、6割超の自治体において、日常生活用具の種目の見直しが行われており、その頻度は、3年よりも長い期間であった。また、見直し時の情報源は、利用者からのニーズ調査が多くなっていた。

平成18年度以降、日常生活用具の基準額の見直し状況については、4割の自治体において見直しが行われていた。その頻度は、3年よりも長い期間が大半であった。見直し時の情報源とは、市場価格を情報収集するとした回答が多くなっていた。

対象者の見直しについては、5割の自治体が見直しを行っていた。

⑥申請時に利用の必要性を評価する仕組み

申請時に利用の必要性を評価する仕組みがある自治体は、4割であった。評価を行う仕組みがある自治体において、その評価を行う者は、自治体職員である割合が9割であった。

⑦利用者ごとの支援計画

日常生活用具給付等事業における利用者ごとの支援計画の策定状況をみると、9割超の自治体において義務付けや推奨を行っていないかった。なお、利用者ごとの支援計画の策定を義務付けもしくは推奨している8自治体を対象に、支援計画の形式をみると、自立支援給付におけるサービス利用計画と一体的に作成され、それには、他施策におけるサービスも含めているとの回答が得られた。

⑧事業者の事前登録制

日常生活用具を取り扱う事業者について、事前登録制を行っている自治体は4割であった。

(3) 移動支援事業

①事業所の属性

移動支援事業を実施している事業所の運営主体をみると、株式会社が3割強、社会福祉法人3割弱、NPO法人2割弱、その他の民間事業者2割の構成であった。

移動支援事業所内で実施している他のサービス種類をみると、総合支援法に基づく自立支援給付における居宅介護が9割、同行援護4割、他の自立支援給付におけるサービス・事業6割であった。介護保険サービスも4割みられた。

事業の実施形態としては、直営が2割、8割が補助・委託により実施されていた。

②サービス形態

移動支援事業のサービス形態別実施割合をみると、個別支援型93.6%、グループ支援型37.8%、車両移送型18.4%であり、個別支援型が中心であった。障害種別にみると、個別支援型では、難病等を除き9割強が対象としていた。なお、利用上限がある自治体の割合は、4割から5割であった。

なお、グループ支援型の利用対象者をみると、委託事業者が実施している事業・サービスの利用者が6割、比較的障害の程度が軽い利用者が4割であった。

移動支援事業において医療的ケア児を対象としている自治体は、5割弱であり、実績があるところは1割であった。

○各サービス形態を実施している自治体における対象、利用上限の設定状況

	障害児		身体障害		知的障害		精神		難病等	
	対象としている割合	利用上限の設定あり								
個別支援型 (実施割合) 93.6%	96.4%	47.1%	97.2%	44.2%	98.2%	45.7%	95.9%	45.3%	67.8%	43.0%
グループ支援型 (実施割合) 37.8%	94.9%	43.7%	94.4%	40.2%	96.5%	45.4%	95.7%	45.5%	69.3%	44.0%
車両移送型 (実施割合) 18.4%	88.5%	40.4%	90.7%	41.2%	78.0%	42.3%	71.4%	40.8%	57.1%	40.4%

③利用目的・期間

移動支援事業の利用目的についてみると、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の外出を対象としている自治体がそれぞれ 8 割であった。利用目的を制限していない自治体は 1 割であった。

また、2 日以上の上の継続した移動支援を認めている自治体は、3 割みられた。

④利用上限

移動支援事業の利用上限を設定している自治体の割合をみると、個別支援型、グループ支援型はそれぞれ 5 割、車両移送型では 1 割であった。

⑤利用者負担

移動支援事業において、利用者負担がある自治体の割合は 9 割であり、一律の利用者負担が規定されているとした回答が 4 割、利用者の状況により利用者負担が異なるが 6 割であった。

⑥自立支援給付との併給

移動支援事業の自立支援給付との併給については、全ての利用者に認められている自治体が 3 割、利用者の状態により併給が認められている 1 割、特に制限はないが 4 割であった。なお、自立支援給付の供給が規制されているサービス種類は、全ての利用者について規制されているサービス種類としては、同行援護 8 割、重度訪問介護 7 割、利用者の状態に応じて規制されているサービスでは、同行援護 9 割、重度訪問介護 6 割であった。

⑦サービスの必要性を評価する仕組

移動支援事業についてサービスの必要性を評価する仕組についてみると、仕組みがある自治体は 5 割であり、評価している機関等は、自治体職員が 9 割を占めた。

なお、定期的に状況把握を行っている内容は、障害支援区分 3 割、障害部位 2 割、主たる介護者の就労状況 1 割であった。

⑧利用者ごとの支援計画

利用者ごとの支援計画の作成状況をみると、義務付け推奨ともに行っていない自治体が 7 割であった。なお、利用者ごとの支援計画の策定を義務付けもしくは推奨している自治体を対象に、支援計画の形式をみると、自立支援給付におけるサービス利用計画と一体的に作成されているが 9 割であった。

(4) 日中一時支援事業

①事業所の属性

日中一時支援事業を実施している事業所の運営主体をみると、社会福祉法人が6割、NPO 法人2割の構成であった。

日中一時支援事業に併設している他のサービス種類をみると、障害者支援施設5割、障害児入所施設、児童発達支援センターがそれぞれ1割弱であった。

②定員数等

日中一時支援事業の定員数をみると、1人から5人が3割、6人から10人が2割、21人以上が1割弱であった。

送迎サービスを実施している事業所は5割であった。

③サービスの内容

日中一時支援事業のサービスの内容をみると、見守りとした事業所が8割、社会適応訓練は3割であった。

医療的ケア児へのサービス提供可能と回答した事業所は1割であった。なお、自治体として、医療的ケア児を対象としている(実績の有無に関わらず)割合は、5割であった。

④利用対象

日中一時支援事業の利用対象をみると、障害児を対象としている自治体が9割であり、利用条件は特に規定していないが5割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが5割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は1割であった。

身体障害については、利用対象としている自治体が9割であり、障害支援区分、障害の部位、身体障害者手帳の等級での制限は、それぞれ9割の自治体で行っていなかった。また、利用条件は特に規定していないが5割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが5割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は1割であった。

知的障害については、利用対象としている自治体が9割であった。利用条件は特に規定していないが5割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが5割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は1割であった。

精神障害については、利用対象としている自治体が8割であった。障害支援区分、精神障害者保健福祉手帳の等級での制限は、それぞれ9割の自治体で行っていなかった。利用条件は特に規定していないが5割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが5割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は1割であった。

難病等については、利用対象としている自治体が6割であった。障害支援区分、での制限は9割の自治体で行っていなかった。

利用条件は特に規定していないが5割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが5割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は1割であった。

⑤利用料

日中一時支援事業における利用料の設定状況をみると、全ての利用者において定額である自治体が1割であった。それ以外の条件は、総利用時間（時間数が増えるほど時間あたりの料金が高額となる等）が7割、障害の程度が5割であった。

⑥利用者負担

日中一時支援事業において、利用者負担がある自治体の割合は9割であり、一律の利用者負担が規定されているとした回答が5割、利用者の状況により利用者負担が異なるが4割であった。

⑦利用上限

日中一時支援事業の利用上限を設定している自治体の割合をみると、定めている割合は4割であった。なお、対象者の状況、サービス内容によって上限を定めている自治体のうち、レスパイトサービスを目的として利用する場合であっても6割の自治体は利用上限を定めていなかった。

⑧サービスの必要性を評価する仕組

日中一時支援事業についてサービスの必要性を評価する仕組についてみると、仕組みがある自治体は5割であり、評価している機関等は、自治体職員が9割を占めた。

なお、定期的に状況把握を行っている内容は、障害支援区分4割、障害部位2割、主たる介護者の就労状況1割であった。

⑨利用者ごとの支援計画

日中一時支援事業の利用者ごとの支援計画の作成状況をみると、義務付け推奨

ともに行っていない自治体が7割であった。なお、利用者ごとの支援計画の策定を義務付けもしくは推奨している自治体を対象に、支援計画の形式をみると、自立支援給付におけるサービス利用計画と一体的に作成されているが9割であった。

⑩職員配置等の状況

日中一時支援事業において、自治体として職員配置基準を定めているとした回答は、2割であった。定めているとした自治体を対象に、資格要件の設定状況をみると、施設長・管理者では7割が資格要件は定めていなかった。また、生活支援員・介護職員（施設長・管理者以外）についても6割が定めていなかった。

（５）地域生活支援事業に対する自治体のマネジメント状況

①第5期障害福祉計画策定時の定量的な計画値の設定方法

第5期障害福祉計画（平成30年から平成32年）を策定する際、実利用者数の見込み数等、定量的な計画値の設定方法についてみると、9割の自治体が、前年度実績値（金額や利用者の伸び率等）から設定していると回答していた。また、計画策定のために実施した調査結果（利用者・住民向けアンケート結果等）が4割であった。

②地域のニーズ把握、計画への反映状況

地域生活支援事業に関わる地域のニーズの把握方法についてみると、自治体の窓口を訪れた際に意見を聴取している4割、協議体で意見を聴取している、ニーズ把握のためのアンケート調査を実施しているがそれぞれ3割であった。

なお、ニーズ把握は特に行っていないとした回答も2割みられた。

把握したニーズの反映方法についてみると、障害福祉計画の計画値に反映しているが7割、事業内容の見直しを行っている4割、利用対象者についての規定の見直しを行っている、事業者に対するアドバイスや指導を行っている割合がそれぞれ2割であった。

③障害福祉サービスのマネジメントに関わる取組状況

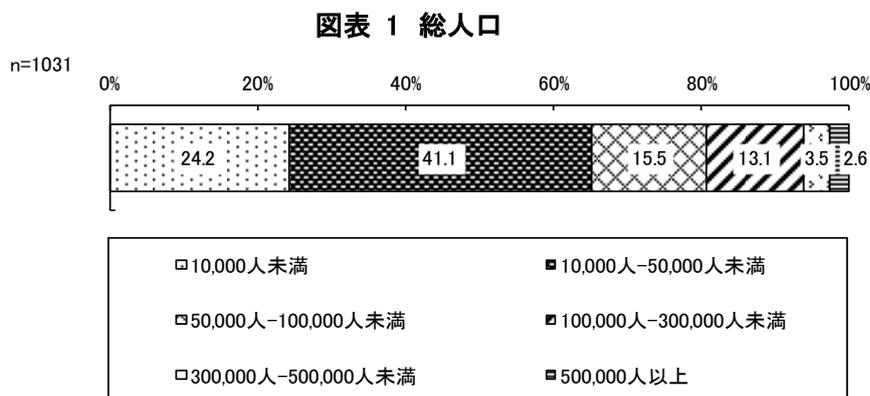
自治体としての障害福祉サービスに関するマネジメントの取組状況を把握するため、18の活動について実施の有無について回答を求めた。実施している割合が高い取組では、各機関との連絡協議、支援困難ケースについてのカンファレンス、自治体としてのサービス等利用計画のチェックや評価が挙げられた。

一方で、中長期的な障害者増に対する自治体としての基盤整備方針の提示、相談支援機能を担う組織からの提案・要望などに基づいた講座等の新規実施、障害福祉サービス事業者を対象とした会議や研修会の定期的主催、中長期的な障害者人口の推移を推計については実施割合が相対的に低い傾向にあった。

2. 基本情報

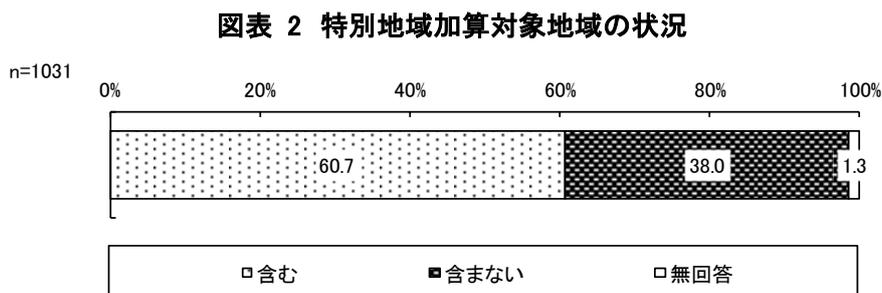
(1) 人口

回答のあった市区町村の総人口については以下のとおりであった。

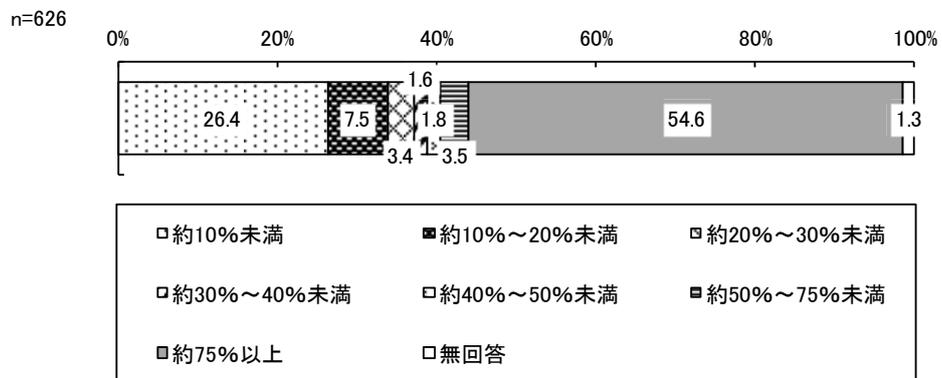


(2) 障害福祉サービス等報酬における特別地域加算対象地域の状況

特別地域加算対象地域の状況については、「含む」と回答した自治体が60.7%、「含まない」が38.0%であった。また、自治体の平成29年度の自立支援給付・居宅介護の実利用者数に占める、特別地域加算の実対象者数の割合については、「約10%未満」26.4%、「約75%以上」が54.6%であった。



図表 3 平成 29 年度の障害福祉サービス等報酬・居宅介護の実利用者数に占める、特別地域
加算の実対象者数の割合



3. 障害者の状況

(1) 平成 29 年度の自立支援給付（施設入所系）の各サービスの実利用者数

回答自治体における、平成 29 年度の自立支援給付（施設入所系）の実利用者数は以下のとおりであった。

図表 4 問 2 平成 29 年度 自立支援給付 実利用者数

	調査数	平均値	最小値	最大値
施設入所支援実利用者数	1,020	175.2	0	18,168
共同生活援助 (グループホーム)実利用者数	1,020	193.9	0	46,489
療養介護実利用者数	1,017	29.1	0	3,803
宿泊型自立訓練実利用者数	1,012	6.8	0	1,090

(2) 平成 29 年度の障害者手帳等の実所持者数

回答自治体における、障害者手帳等の所持者数の分布は以下のとおりであった。

図表 5 問 3 平成 29 年度 障害者手帳等の実所持者数

身体障害者手帳			精神障害者保健福祉手帳			療育手帳		
	自治体数(件)			自治体数(件)			自治体数(件)	
0-499	253	24.5%	0-99	343	33.3%	0-99	250	24.2%
500-999	176	17.1%	100-199	175	17.0%	100-199	179	17.4%
1000-1499	138	13.4%	200-299	127	12.3%	200-299	124	12.0%
1500-1999	102	9.9%	300-399	64	6.2%	300-399	92	8.9%
2000-2499	63	6.1%	400-499	55	5.3%	400-499	70	6.8%
2500-2999	54	5.2%	500-999	120	11.6%	500-999	160	15.5%
3000-3499	30	2.9%	1000-1999	68	6.6%	1000-4999	137	13.3%
3500-4999	77	7.5%	2000-	79	7.7%	5000-9999	12	1.2%
5000-9999	66	6.4%	合計	1,031	100.0%	10000-	7	0.7%
10000-29999	62	6.0%				合計	1,031	100.0%
30000-49999	6	0.6%						
50000-	4	0.4%						
合計	1,031	100.0%						

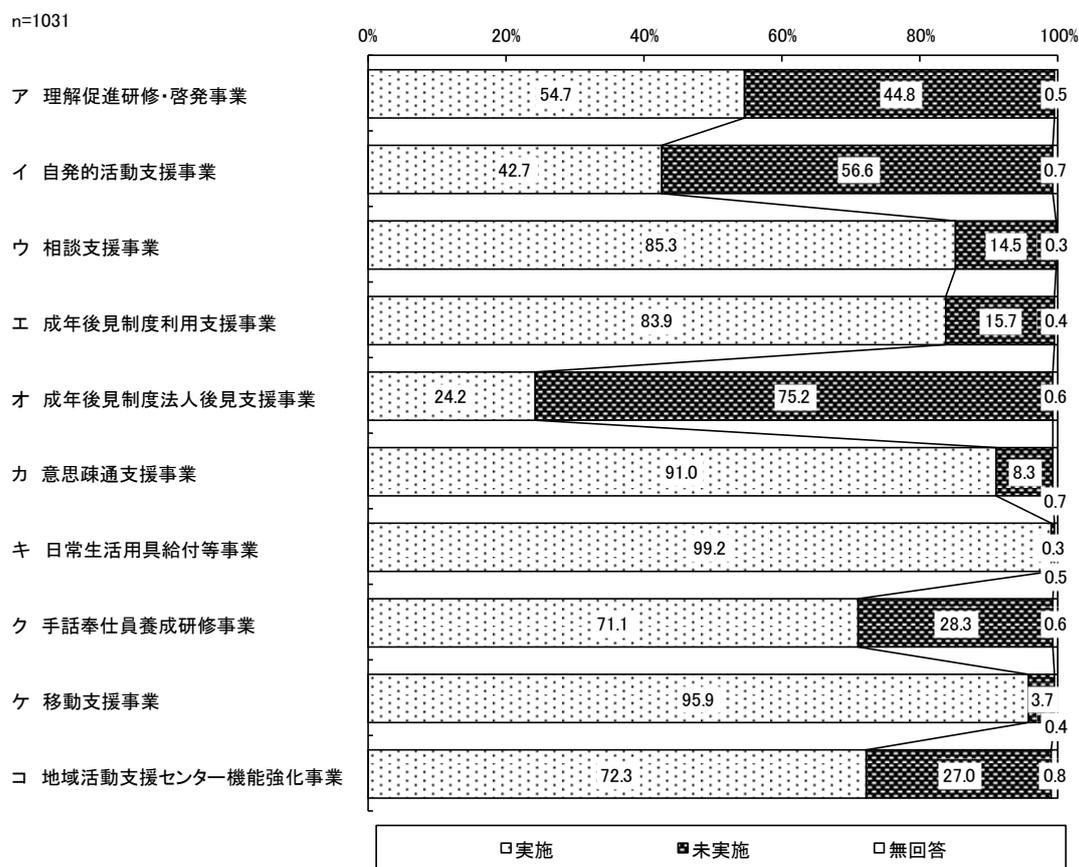
4. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 地域生活支援事業の実施状況および事業実施体制

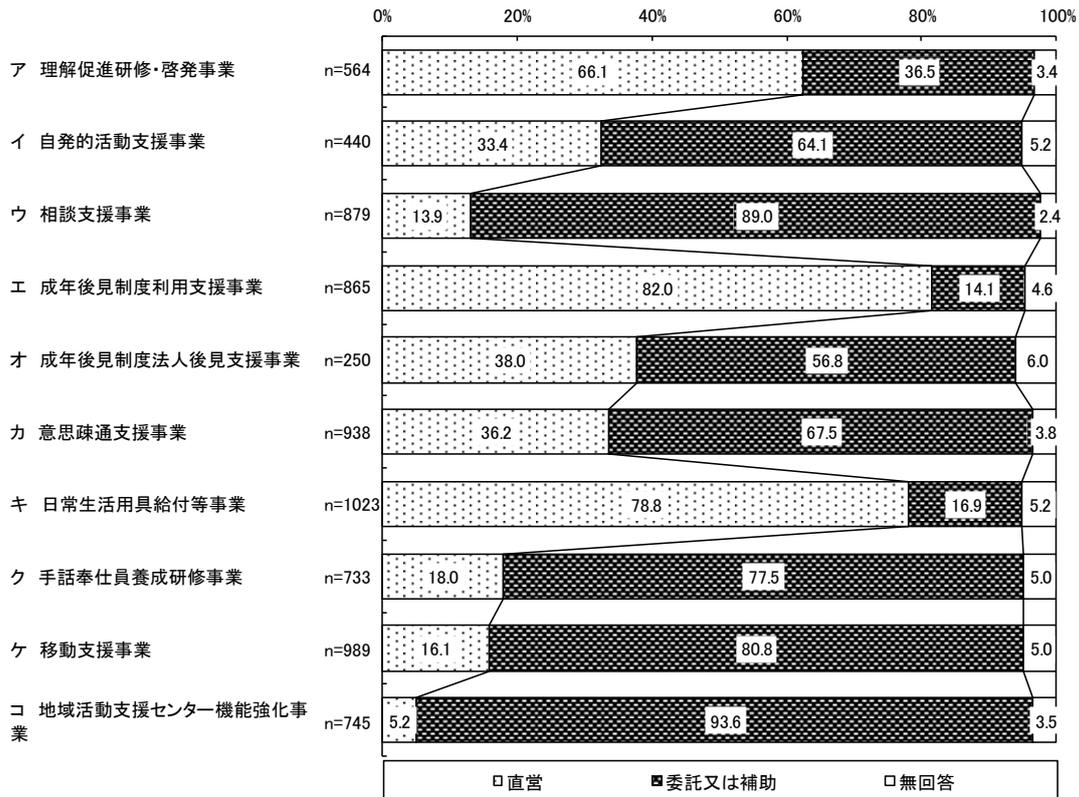
① 地域生活支援事業の実施状況等

地域生活支援事業の必須事業と任意事業に係る実施状況および事業実施体制は以下のとおりであった。

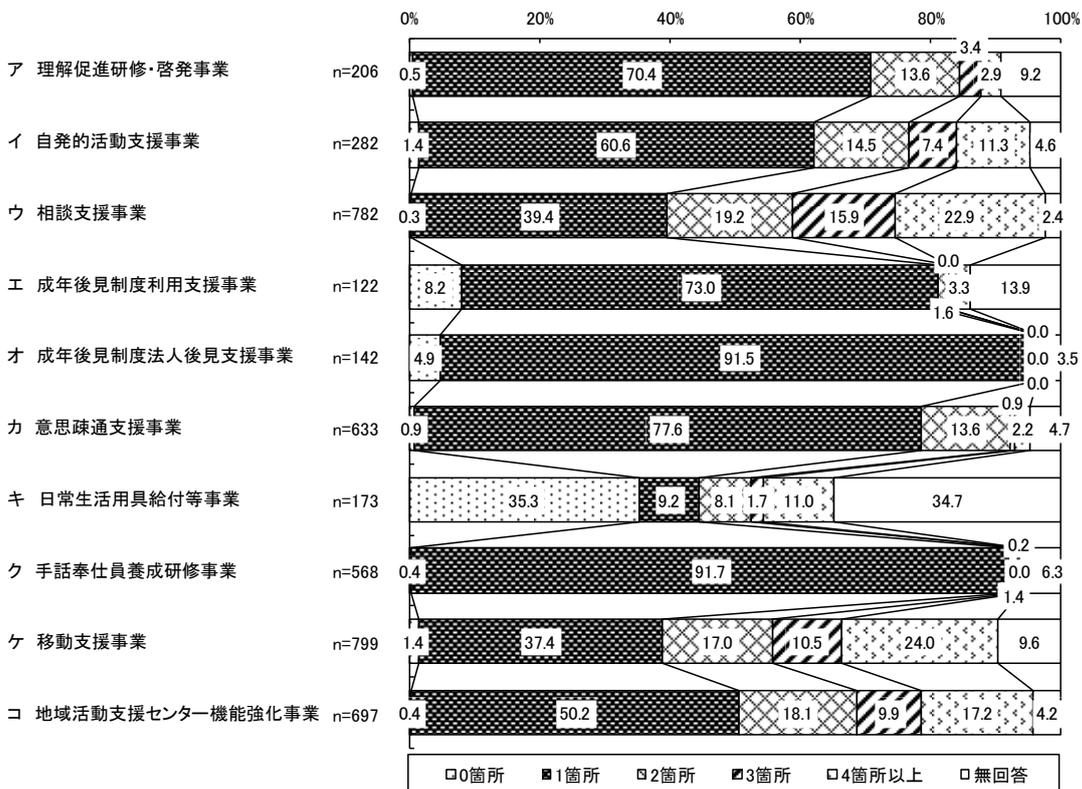
図表 6 必須事業:実施状況



図表 7 必須事業:実施方法

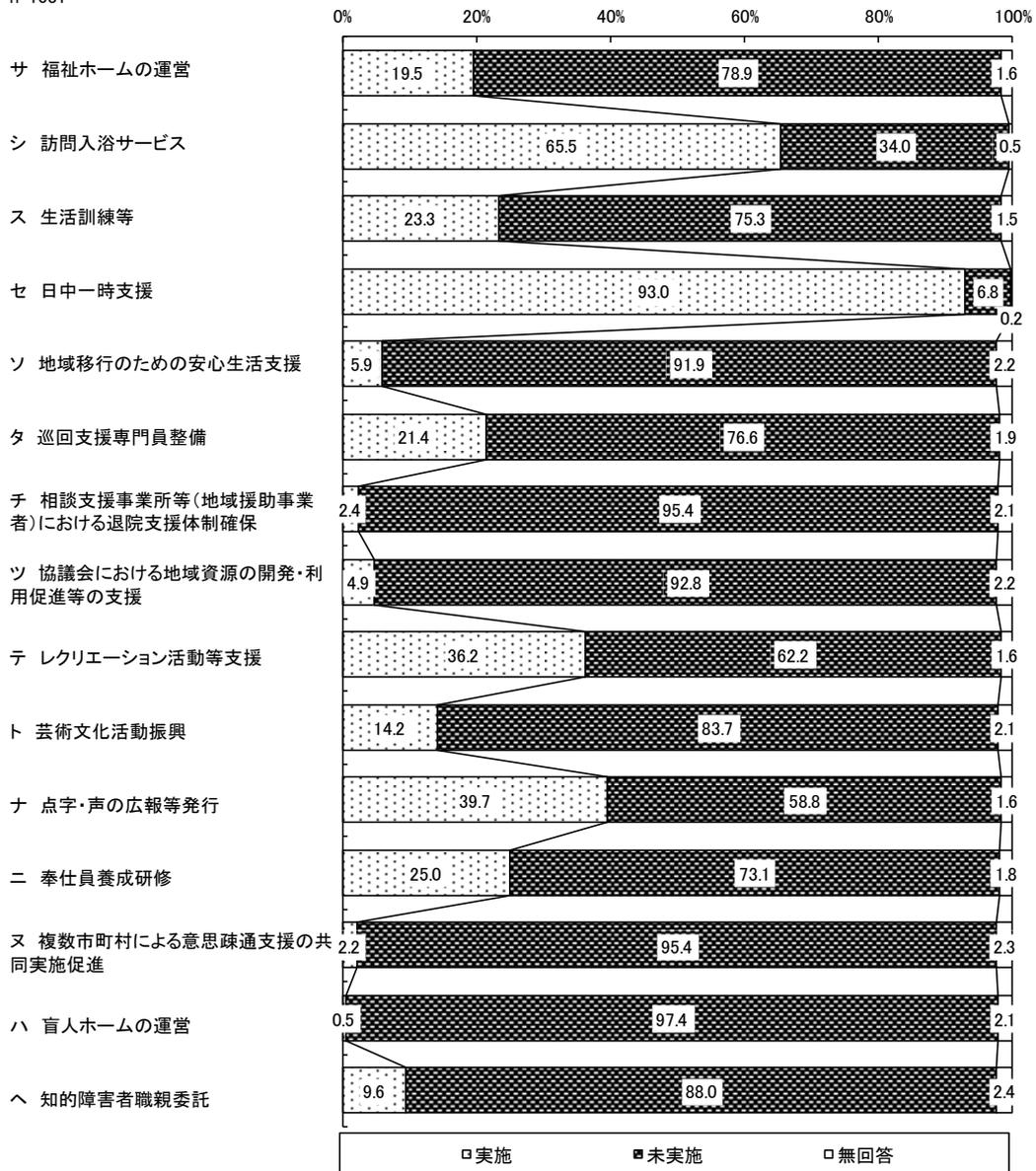


図表 8 必須事業:委託又は補助の場合の箇所数

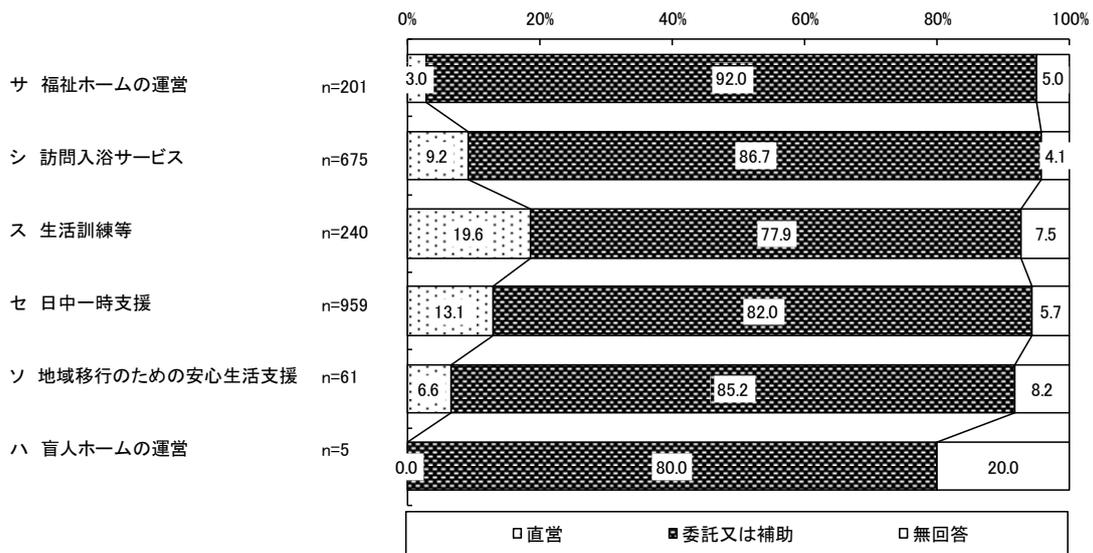


図表 9 任意事業:実施状況

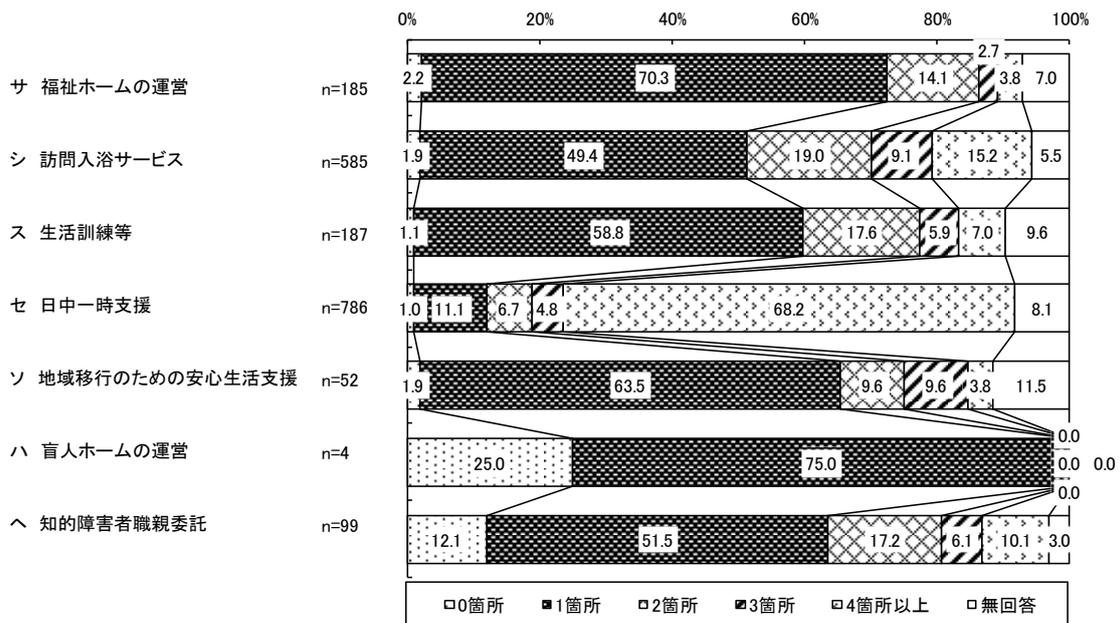
n=1031



図表 10 任意事業:事業方法



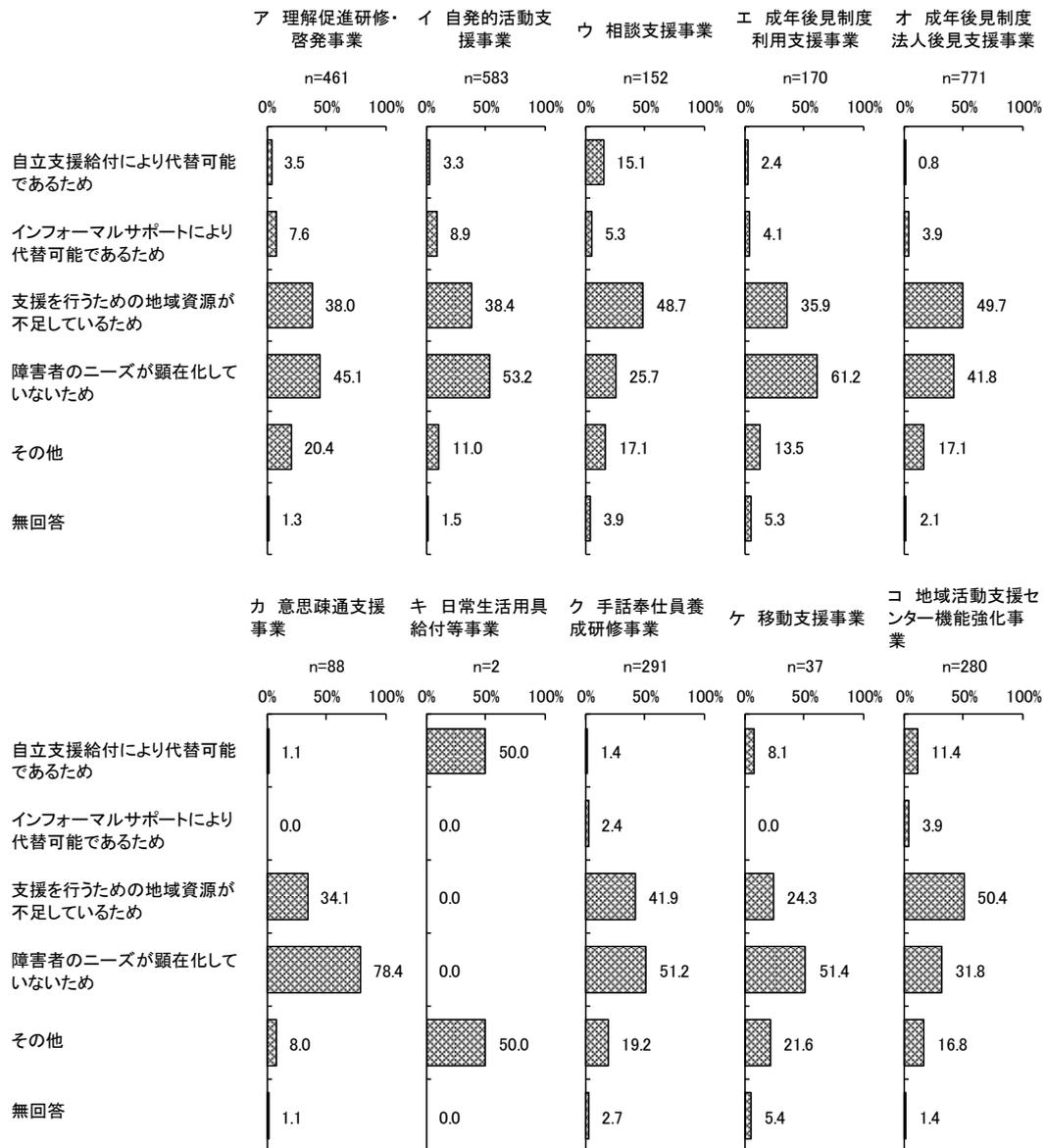
図表 11 任意事業:委託又は補助の場合の箇所数



② 必須事業のうち未実施である事業の理由

必須事業のうち、未実施の理由をみると、「支援を行うための地域資源が不足しているため」、「障害者ニーズが顕在化していないため」の回答割合が多い傾向にあった。

図表 12 必須事業のうち「未実施」である事業の理由（複数回答）



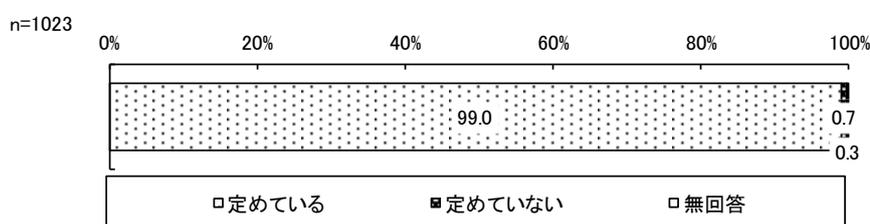
5. 日常生活用具給付等事業の実施状況

(1) 給付対象とする用具の種目等について

①種目の規定状況

給付対象とする用具の種目の規定についてみると、「定めている」と回答した自治体がほとんどであった。このうち、給付対象とする製品の規定については、「定めていない」が97.9%であった。

図表 13 給付対象とする用具の種目の規定状況



■総人口

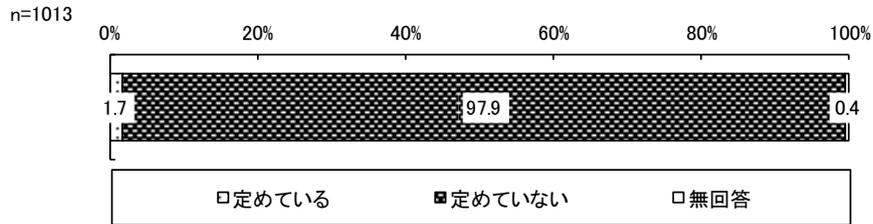
	調査数	定めている	定めていない	無回答
全体	1023	1013	7	3
	100.0	99.0	0.7	0.3
10,000人未満	244	239	4	1
	100.0	98.0	1.6	0.4
10,000人-50,000人未満	422	419	2	1
	100.0	99.3	0.5	0.2
50,000人-100,000人未満	160	160	—	—
	100.0	100.0	—	—
100,000人-300,000人未満	134	133	1	—
	100.0	99.3	0.7	—
300,000人-500,000人未満	36	36	—	—
	100.0	100.0	—	—
500,000人以上	27	26	—	1
	100.0	96.3	—	3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	定めている	定めていない	無回答
1,000人未満	219	215	3	1
	100.0	98.2	1.4	0.5
1,000人-5,000人未満	465	461	3	1
	100.0	99.1	0.6	0.2
5,000人-10,000人未満	170	170	—	—
	100.0	100.0	—	—
10,000人以上	166	164	1	1
	100.0	98.8	0.6	0.6

注:「障害者手帳等所持者数合計」は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者数の合計を表している(以下同様)。

図表 14 給付対象とする製品(商品名、型番)の規定状況



■ 総人口

	調査数	定めている	定めていない	無回答
全体	1013	17	992	4
	100.0	1.7	97.9	0.4
10,000人未満	239	2	236	1
	100.0	0.8	98.7	0.4
10,000人-50,000人未満	419	6	410	3
	100.0	1.4	97.9	0.7
50,000人-100,000人未満	160	2	158	-
	100.0	1.3	98.8	-
100,000人-300,000人未満	133	5	128	-
	100.0	3.8	96.2	-
300,000人-500,000人未満	36	1	35	-
	100.0	2.8	97.2	-
500,000人以上	26	1	25	-
	100.0	3.8	96.2	-

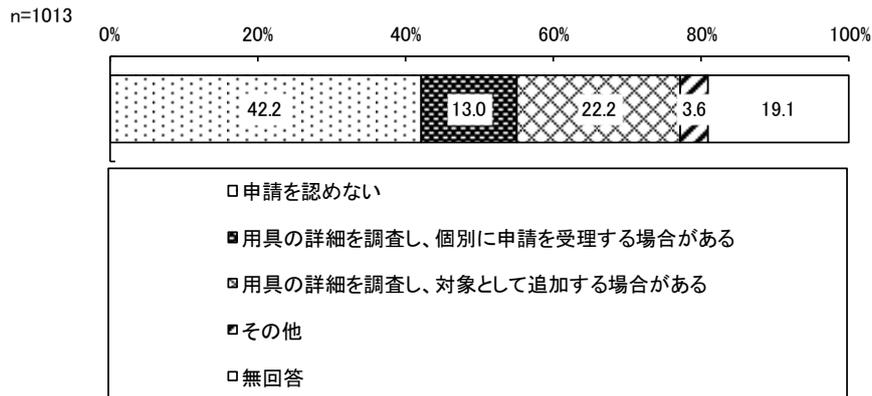
■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	215	2	213	-
	100.0	0.9	99.1	-
1,000人-5,000人未満	461	6	451	4
	100.0	1.3	97.8	0.9
5,000人-10,000人未満	170	3	167	-
	100.0	1.8	98.2	-
10,000人以上	164	6	158	-
	100.0	3.7	96.3	-

②対象として規定していない用具の申請に関する対応

対象として規定していない用具の申請があった場合の対応方法については、「申請を認めない」が42.2%と最も多く、ついで「用具の詳細を調査し、対象として追加する場合がある」が22.2%であった。

図表 15 規定していない用具の申請があった場合の対応



■総人口

	調査数	申請を認めない	用具の詳細を調査し、個別に申請を受理する	用具の詳細を調査し、対象として追加する	その他	無回答
全体	1013	427	132	225	36	193
	100.0	42.2	13.0	22.2	3.6	19.1
10,000人未満	239	77	48	50	10	54
	100.0	32.2	20.1	20.9	4.2	22.6
10,000人-50,000人未満	419	179	51	99	12	78
	100.0	42.7	12.2	23.6	2.9	18.6
50,000人-100,000人未満	160	77	13	35	7	28
	100.0	48.1	8.1	21.9	4.4	17.5
100,000人-300,000人未満	133	65	12	27	4	25
	100.0	48.9	9.0	20.3	3.0	18.8
300,000人-500,000人未満	36	18	3	7	2	6
	100.0	50.0	8.3	19.4	5.6	16.7
500,000人以上	26	11	5	7	1	2
	100.0	42.3	19.2	26.9	3.8	7.7

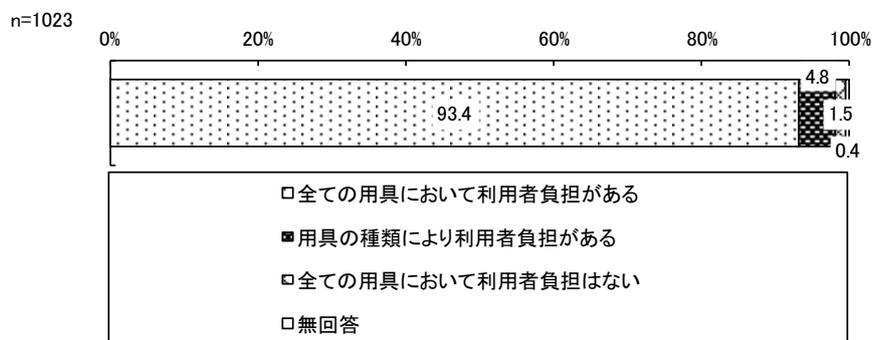
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	215	74	47	41	6	47
	100.0	34.4	21.9	19.1	2.8	21.9
1,000人-5,000人未満	461	191	53	115	18	84
	100.0	41.4	11.5	24.9	3.9	18.2
5,000人-10,000人未満	170	88	16	30	5	31
	100.0	51.8	9.4	17.6	2.9	18.2
10,000人以上	164	73	16	38	6	31
	100.0	44.5	9.8	23.2	3.7	18.9

(2) 利用者負担の状況

利用者負担の状況については、「全ての用具において利用者負担がある」と回答した自治体が93.4%であった。このうち、負担する場合の具体的な規定内容については、「利用者負担のある全ての用具について一律で負担割合・額が規定されている」が78.4%と最も多く、ついで「利用者負担のある用具の種類ごとに負担割合・額が規定されている」が10.3%であった。利用者負担の減免措置については、「利用者負担のある全ての用具について一律で減免措置がある」が72.3%で過半を占めた。

図表 16 利用者負担についての規定状況



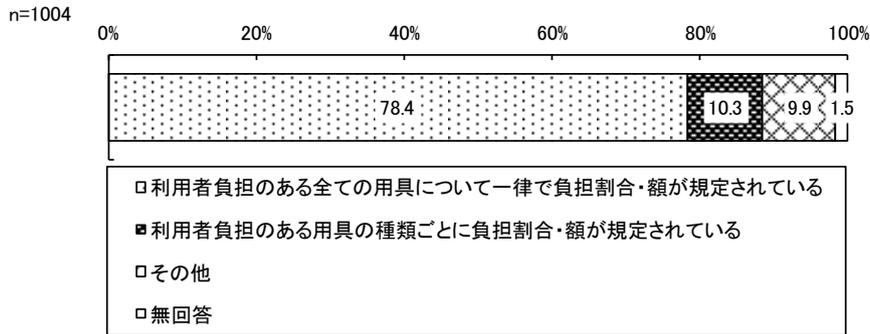
■総人口

	調査数	全ての用具において利用者負担がある	用具の種類により利用者負担がある	全ての用具において利用者負担はない	無回答
全体	1023	955	49	15	4
	100.0	93.4	4.8	1.5	0.4
10,000人未満	244	222	14	7	1
	100.0	91.0	5.7	2.9	0.4
10,000人-50,000人未満	422	405	14	2	1
	100.0	96.0	3.3	0.5	0.2
50,000人-100,000人未満	160	150	7	3	-
	100.0	93.8	4.4	1.9	-
100,000人-300,000人未満	134	122	9	2	1
	100.0	91.0	6.7	1.5	0.7
300,000人-500,000人未満	36	32	3	1	-
	100.0	88.9	8.3	2.8	-
500,000人以上	27	24	2	-	1
	100.0	88.9	7.4	-	3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	219	198	13	7	1
	100.0	90.4	5.9	3.2	0.5
1,000人-5,000人未満	465	448	14	2	1
	100.0	96.3	3.0	0.4	0.2
5,000人-10,000人未満	170	158	10	2	-
	100.0	92.9	5.9	1.2	-
10,000人以上	166	148	12	4	2
	100.0	89.2	7.2	2.4	1.2

図表 17 利用者負担の具体的内容



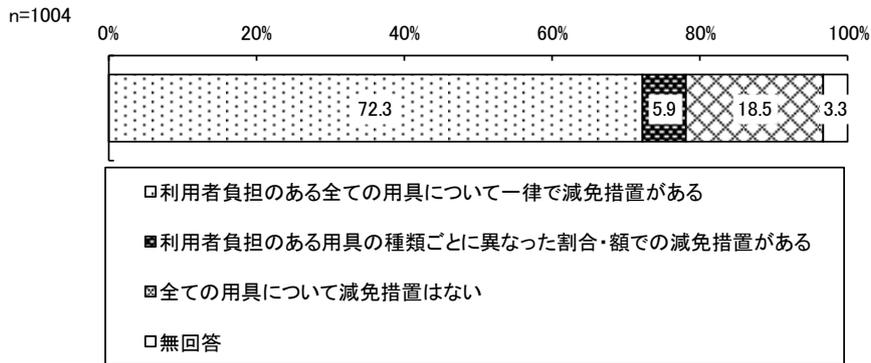
■総人口

	調査数	利用者負担の割合が一律に規定されている (%)	利用者負担の種類ごとに規定されている (%)	その他 (%)	無回答 (%)
全体	1004	78.4	10.3	9.9	1.5
10,000人未満	236	76.3	11.9	11.0	0.8
10,000人-50,000人未満	419	79.0	10.3	8.6	2.1
50,000人-100,000人未満	157	81.5	10.8	6.4	1.3
100,000人-300,000人未満	131	79.4	7.6	11.5	1.5
300,000人-500,000人未満	35	77.1	8.6	14.3	-
500,000人以上	26	65.4	7.7	26.9	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	211	75.4	11.8	11.8	0.9
1,000人-5,000人未満	462	79.2	11.3	7.8	1.7
5,000人-10,000人未満	168	83.9	6.5	8.3	1.2
10,000人以上	160	74.4	9.4	14.4	1.9

図表 18 利用者負担の減免措置の状況



■総人口

	調査数	利用者負担のある全ての用具について一律で減免措置がある (%)	利用者負担のある用具の種類ごとに異なった割合・額での減免措置がある (%)	全ての用具について減免措置はない (%)	無回答 (%)
全体	1004	72.3	5.9	18.5	3.3
10,000人未満	236	67.8	6.8	22.9	2.5
10,000人-50,000人未満	419	73.7	4.1	17.4	4.8
50,000人-100,000人未満	157	73.9	9.6	15.3	1.3
100,000人-300,000人未満	131	71.0	4.6	20.6	3.8
300,000人-500,000人未満	35	77.1	11.4	11.4	-
500,000人以上	26	80.8	3.8	15.4	-

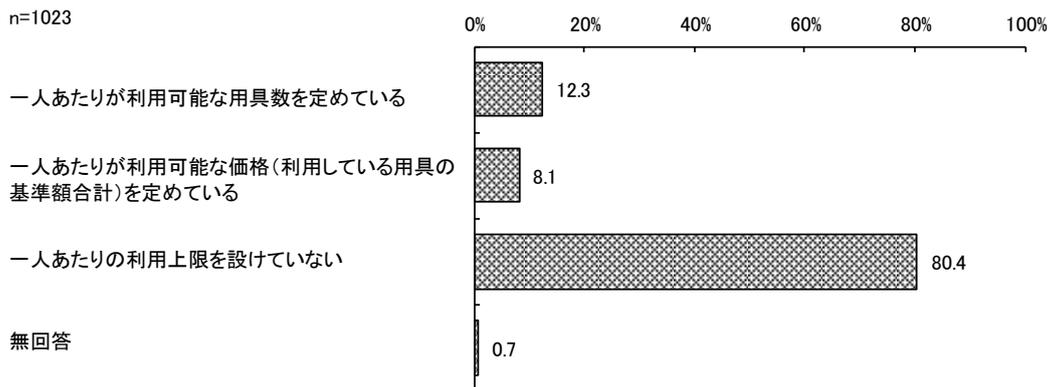
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	211	67.8	5.7	23.7	2.8
1,000人-5,000人未満	462	74.2	5.2	17.1	3.5
5,000人-10,000人未満	168	72.6	7.7	15.5	4.2
10,000人以上	160	71.9	6.3	19.4	2.5

(3) 一人あたりの利用上限

一人あたりの利用上限（各自治体で設定している、利用している用具の基準額合計の上限や、用具数の上限）については、「一人あたりの利用上限を設けていない」が80.4%と最も多かった。このうち、利用上限額を定めている場合の上限額は、60.2%が「30,001円～40,000円」の金額帯と回答した。

図表 19 利用上限の規定状況（複数回答）



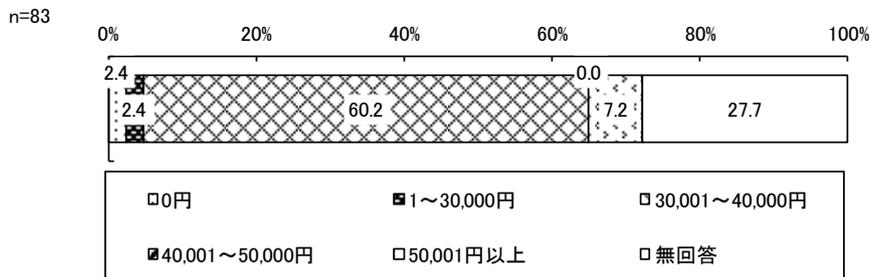
■総人口

	調査数	一人あたりの利用可能な器具数を定める	一人あたりの価格（利用可能な器具の基準額合計）	一人あたりの利用上限を設けていない	無回答
全体	1023 100.0	126 12.3	83 8.1	823 80.4	7 0.7
10,000人未満	244 100.0	29 11.9	23 9.4	191 78.3	3 1.2
10,000人-50,000人未満	422 100.0	53 12.6	38 9.0	337 79.9	3 0.7
50,000人-100,000人未満	160 100.0	22 13.8	15 9.4	125 78.1	-
100,000人-300,000人未満	134 100.0	16 11.9	5 3.7	115 85.8	-
300,000人-500,000人未満	36 100.0	2 5.6	1 2.8	33 91.7	-
500,000人以上	27 100.0	4 14.8	1 3.7	22 81.5	1 3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	219 100.0	29 13.2	22 10.0	166 75.8	4 1.8
1,000人-5,000人未満	465 100.0	56 12.0	39 8.4	377 81.1	1 0.2
5,000人-10,000人未満	170 100.0	25 14.7	17 10.0	131 77.1	1 0.6
10,000人以上	166 100.0	16 9.6	5 3.0	146 88.0	1 0.6

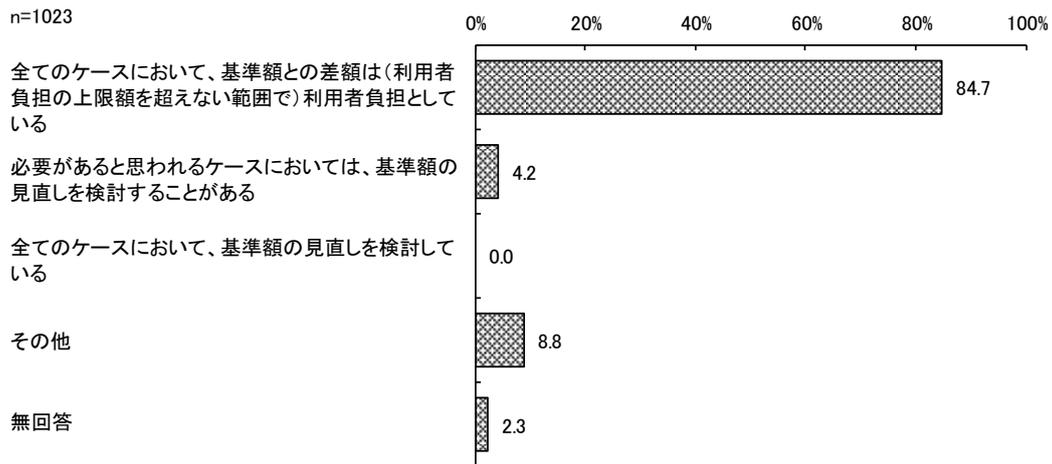
図表 20 利用上限額があると答えた場合の金額



(4) 基準額を超える金額であった場合の対応方法

利用申請のあった日常生活用具が基準額を超える用具の申請があった場合の対応方法については、「全てのケースにおいて、基準額との差額は（利用者負担の上限額を超えない範囲で）利用者負担としている」が84.7%と最も多かった。

図表 21 基準額を超える用具の申請があった場合の対応方法



(5) 平成 18 年度以降における、日常生活用具の種目、基準額、対象者、一人あたりの利用上限の見直し状況

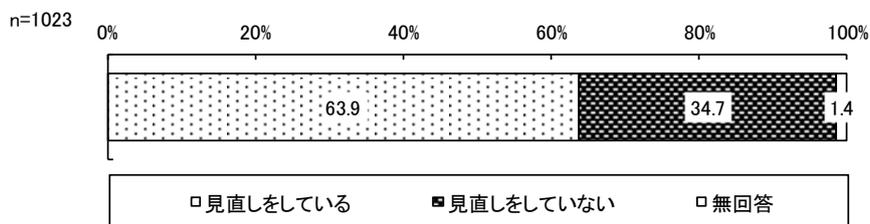
①種目の見直し

平成 18 年度以降における、種目の見直しの実施状況をみると、「見直しをしている」が 63.9%であった。

また、見直しの頻度をみると、「毎年実施」14.4%、「3年に1回実施」14.5%、「それ以外の期間で実施」69.7%であった。

見直し時の情報源については、「利用者への調査で把握したニーズ」41.1%で最も多くなっていた。「その他」の回答も 47.2%みられた。具体的には、利用者からの要望、他自治体の実施状況等の情報収集が多くなっていた。

図表 22 種目 平成 18 年度以降における見直し状況



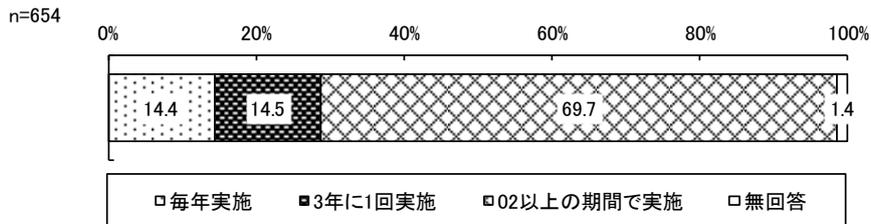
■総人口

	調査数	て見直しをし ている	て見直しをし ない	無回答
全体	1023	654	355	14
	100.0	63.9	34.7	1.4
10,000人未満	244	88	153	3
	100.0	36.1	62.7	1.2
10,000人-50,000人未満	422	257	158	7
	100.0	60.9	37.4	1.7
50,000人-100,000人未満	160	123	35	2
	100.0	76.9	21.9	1.3
100,000人-300,000人未満	134	125	8	1
	100.0	93.3	6.0	0.7
300,000人-500,000人未満	36	35	1	-
	100.0	97.2	2.8	-
500,000人以上	27	26	-	1
	100.0	96.3	-	3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	219	72	144	3
	100.0	32.9	65.8	1.4
1,000人-5,000人未満	465	289	169	7
	100.0	62.2	36.3	1.5
5,000人-10,000人未満	170	137	31	2
	100.0	80.6	18.2	1.2
10,000人以上	166	154	10	2
	100.0	92.8	6.0	1.2

図表 23 種目 見直しの頻度



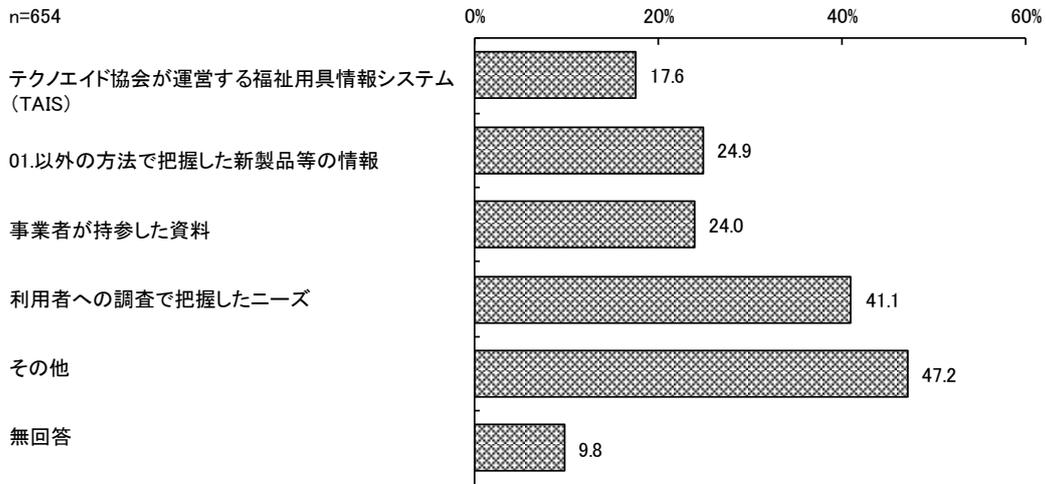
■総人口

	調査数	毎 年 1 実 施	実 施 年 2 に 1 回	期 間 2 3 で 以 上 施 の	無 回 答
全 体	654 100.0	94 14.4	95 14.5	456 69.7	9 1.4
10,000人未満	88 100.0	7 8.0	5 5.7	75 85.2	1 1.1
10,000人-50,000人未満	257 100.0	27 10.5	29 11.3	195 75.9	6 2.3
50,000人-100,000人未満	123 100.0	13 10.6	24 19.5	85 69.1	1 0.8
100,000人-300,000人未満	125 100.0	23 18.4	28 22.4	73 58.4	1 0.8
300,000人-500,000人未満	35 100.0	11 31.4	4 11.4	20 57.1	- -
500,000人以上	26 100.0	13 50.0	5 19.2	8 30.8	- -

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	72 100.0	4 5.6	6 8.3	62 86.1	- -
1,000人-5,000人未満	289 100.0	29 10.0	36 12.5	218 75.4	6 2.1
5,000人-10,000人未満	137 100.0	19 13.9	21 15.3	95 69.3	2 1.5
10,000人以上	154 100.0	42 27.3	32 20.8	79 51.3	1 0.6

図表 24 ①種目 見直し時の情報源（複数回答）



■総人口

	調査数	（報運テ0の Tシ営ク1情 Aスすノ.把 Iテるエ.報 Sム福イ.握 ）社ド協会情が 以 外 の 方 法	料事0握利0そ0 業3し用4の5 者.が持参した資.者.他. 資	無回答			
全体	654	115 17.6	163 24.9	157 24.0	269 41.1	309 47.2	64 9.8
10,000人未満	88	18 20.5	16 18.2	11 12.5	21 23.9	28 31.8	15 17.0
10,000人-50,000人未満	257	59 23.0	60 23.3	55 21.4	99 38.5	118 45.9	28 10.9
50,000人-100,000人未満	123	17 13.8	30 24.4	29 23.6	58 47.2	62 50.4	9 7.3
100,000人-300,000人未満	125	12 9.6	35 28.0	40 32.0	61 48.8	65 52.0	10 8.0
300,000人-500,000人未満	35	5 14.3	13 37.1	14 40.0	24 68.6	16 45.7	1 2.9
500,000人以上	26	4 15.4	9 34.6	8 30.8	6 23.1	20 76.9	1 3.8

■障害者手帳等実所持者数合計

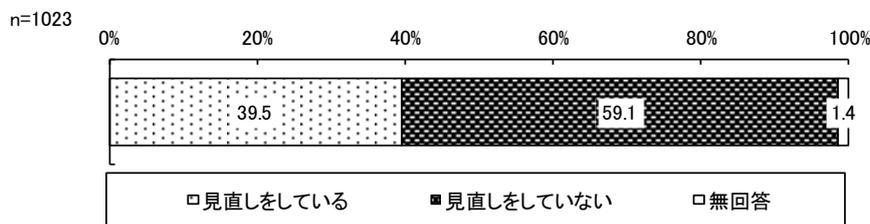
	調査数	（報運テ0の Tシ営ク1情 Aスすノ.把 Iテるエ.報 Sム福イ.握 ）社ド協会情が 以 外 の 方 法	料事0握利0そ0 業3し用4の5 者.が持参した資.者.他. 資	無回答			
1,000人未満	72	17 23.6	17 23.6	12 16.7	16 22.2	23 31.9	8 11.1
1,000人-5,000人未満	289	63 21.8	67 23.2	65 22.5	110 38.1	134 46.4	34 11.8
5,000人-10,000人未満	137	16 11.7	30 21.9	28 20.4	67 48.9	67 48.9	11 8.0
10,000人以上	154	19 12.3	49 31.8	52 33.8	74 48.1	85 55.2	11 7.1

②基準額の見直し

平成 18 年度以降における、基準額の見直しの実施状況を見ると、「見直しをしている」が 39.5%であった。見直しの頻度をみると「毎年実施」が 14.9%、「3年に1回実施」13.1%、「それ以外の期間で実施」が 70.5%であった。

見直し時の情報源については、「テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム以外の市場価格」38.6%で最も多くなっていた。「その他」の回答も 46.3%みられた。具体的には、近隣自治体からの情報収集が多くなっていた。

図表 25 ②基準額 見直しの実施状況



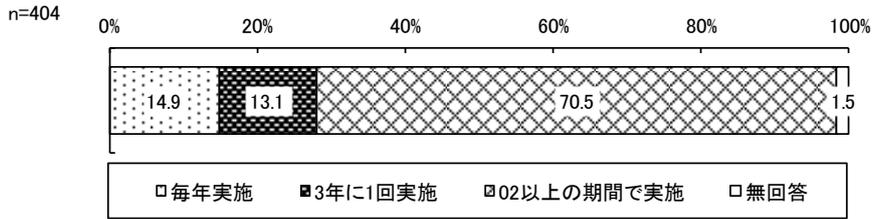
■総人口

	調査数	見直しをしている (%)	見直しをしていない (%)	無回答 (%)
全体	1023	39.5	59.1	1.4
10,000人未満	244	23.4	75.0	1.6
10,000人-50,000人未満	422	34.4	64.0	1.7
50,000人-100,000人未満	160	43.8	55.0	1.3
100,000人-300,000人未満	134	61.2	38.8	-
300,000人-500,000人未満	36	72.2	27.8	-
500,000人以上	27	88.9	7.4	3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	見直しをしている (%)	見直しをしていない (%)	無回答 (%)
1,000人未満	219	22.4	75.8	1.8
1,000人-5,000人未満	465	35.5	63.0	1.5
5,000人-10,000人未満	170	45.9	52.9	1.2
10,000人以上	166	66.9	32.5	0.6

図表 26 基準額 見直しの頻度



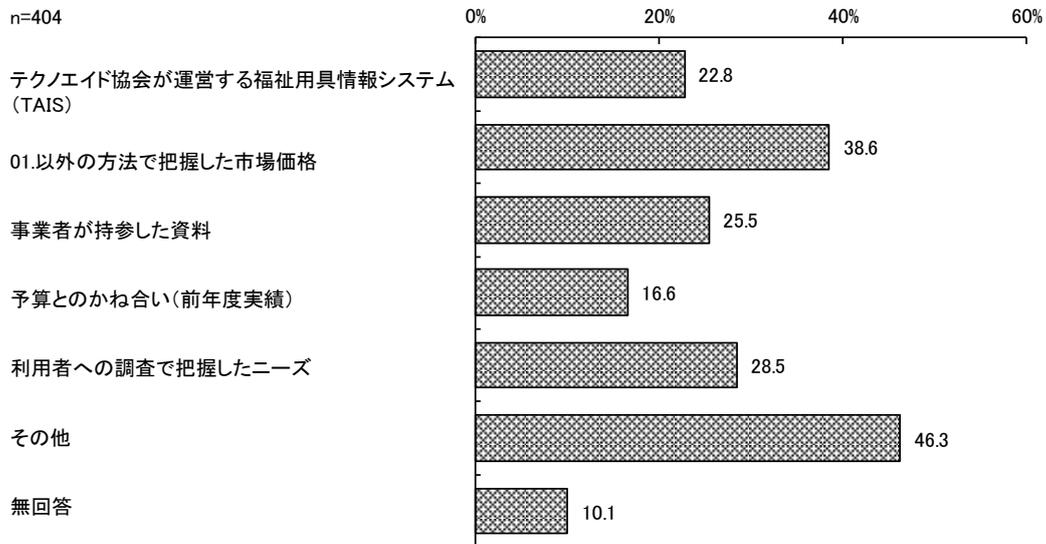
■総人口

	調査数	毎年実施	3年に1回実施	02以上の期間で実施	無回答
全体	404	60	53	285	6
	100.0	14.9	13.1	70.5	1.5
10,000人未満	57	5	4	47	1
	100.0	8.8	7.0	82.5	1.8
10,000人-50,000人未満	145	12	17	113	3
	100.0	8.3	11.7	77.9	2.1
50,000人-100,000人未満	70	8	13	48	1
	100.0	11.4	18.6	68.6	1.4
100,000人-300,000人未満	82	14	14	53	1
	100.0	17.1	17.1	64.6	1.2
300,000人-500,000人未満	26	11	1	14	-
	100.0	42.3	3.8	53.8	-
500,000人以上	24	10	4	10	-
	100.0	41.7	16.7	41.7	-

■障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	毎年実施	3年に1回実施	02以上の期間で実施	無回答
1,000人未満	49	4	4	40	1
	100.0	8.2	8.2	81.6	2.0
1,000人-5,000人未満	165	13	22	127	3
	100.0	7.9	13.3	77.0	1.8
5,000人-10,000人未満	78	10	12	55	1
	100.0	12.8	15.4	70.5	1.3
10,000人以上	111	33	15	62	1
	100.0	29.7	13.5	55.9	0.9

図表 27 ②基準額 見直し時の情報源（複数回答）



■総人口

調査数	テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム (TAIS)	01.以外の方法で把握した市場価格	事業者が持参した資料	予算とのかね合い(前年度実績)	利用者への調査で把握したニーズ	その他	無回答	
全体	404 100.0	92 22.8	156 38.6	103 25.5	67 16.6	115 28.5	187 46.3	41 10.1
10,000人未満	57 100.0	14 24.6	12 21.1	11 19.3	2 3.5	9 15.8	15 26.3	12 21.1
10,000人-50,000人未満	145 100.0	45 31.0	54 37.2	32 22.1	14 9.7	33 22.8	72 49.7	13 9.0
50,000人-100,000人未満	70 100.0	15 21.4	23 32.9	15 21.4	12 17.1	19 27.1	36 51.4	6 8.6
100,000人-300,000人未満	82 100.0	9 11.0	38 46.3	25 30.5	21 25.6	36 43.9	39 47.6	7 8.5
300,000人-500,000人未満	26 100.0	5 19.2	16 61.5	11 42.3	9 34.6	14 53.8	11 42.3	2 7.7
500,000人以上	24 100.0	4 16.7	13 54.2	9 37.5	9 37.5	4 16.7	14 58.3	1 4.2

■障害者手帳等実所持者数合計

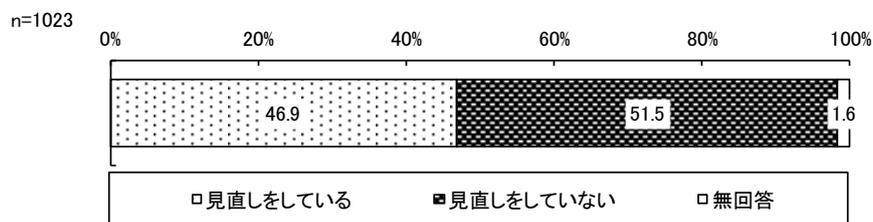
調査数	テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム (TAIS)	01.以外の方法で把握した市場価格	事業者が持参した資料	予算とのかね合い(前年度実績)	利用者への調査で把握したニーズ	その他	無回答	
1,000人未満	49 100.0	15 30.6	12 24.5	12 24.5	2 4.1	7 14.3	15 30.6	7 14.3
1,000人-5,000人未満	165 100.0	47 28.5	57 34.5	35 21.2	17 10.3	38 23.0	81 49.1	18 10.9
5,000人-10,000人未満	78 100.0	16 20.5	27 34.6	19 24.4	16 20.5	26 33.3	35 44.9	7 9.0
10,000人以上	111 100.0	14 12.6	60 54.1	37 33.3	32 28.8	43 38.7	56 50.5	9 8.1

③対象者

平成 18 年度以降における、対象者の見直しの実施状況をみると、「見直しをしている」が 46.9%であった。見直しの頻度をみると「3 年に 1 回以外の期間で実施」が 73.3%であった。

見直し時の情報源については、「利用者への調査で把握したニーズ」38.1%で最も多くなっていた。「その他」の回答も 54.0%みられた。具体的には、当事者団体からの要望、他自治体からの情報収集が多くなっていた。

図表 28 対象者 見直しの実施状況



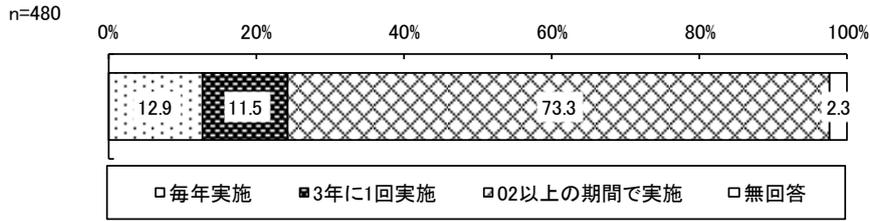
■総人口

	調査数	見直しをした (%)	見直しをしなかった (%)	無回答 (%)
全体	1023	46.9	51.5	1.6
10,000人未満	244	20.5	77.5	2.0
10,000人-50,000人未満	422	43.1	55.2	1.7
50,000人-100,000人未満	160	60.0	38.1	1.9
100,000人-300,000人未満	134	75.4	24.6	-
300,000人-500,000人未満	36	77.8	22.2	-
500,000人以上	27	85.2	11.1	3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	見直しをした (%)	見直しをしなかった (%)	無回答 (%)
1,000人未満	219	20.5	77.6	1.8
1,000人-5,000人未満	465	44.7	53.5	1.7
5,000人-10,000人未満	170	56.5	41.8	1.8
10,000人以上	166	78.9	20.5	0.6

図表 29 対象者 見直しの頻度



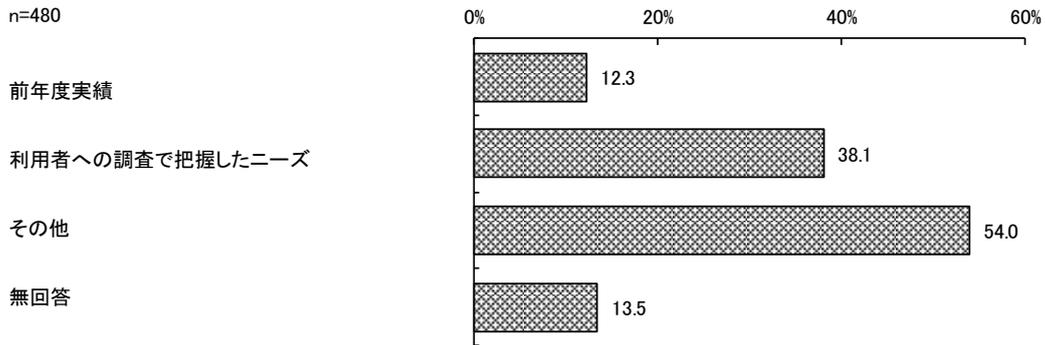
■総人口

	調査数	毎年実施	3年に1回実施	02以上の期間で実施	無回答
全体	480	62	55	352	11
	100.0	12.9	11.5	73.3	2.3
10,000人未満	50	3	3	44	-
	100.0	6.0	6.0	88.0	-
10,000人-50,000人未満	182	12	14	150	6
	100.0	6.6	7.7	82.4	3.3
50,000人-100,000人未満	96	9	16	67	4
	100.0	9.4	16.7	69.8	4.2
100,000人-300,000人未満	101	18	18	64	1
	100.0	17.8	17.8	63.4	1.0
300,000人-500,000人未満	28	10	1	17	-
	100.0	35.7	3.6	60.7	-
500,000人以上	23	10	3	10	-
	100.0	43.5	13.0	43.5	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	45	2	3	40	-
	100.0	4.4	6.7	88.9	-
1,000人-5,000人未満	208	13	21	166	8
	100.0	6.3	10.1	79.8	3.8
5,000人-10,000人未満	96	12	14	68	2
	100.0	12.5	14.6	70.8	2.1
10,000人以上	131	35	17	78	1
	100.0	26.7	13.0	59.5	0.8

図表 30 対象者 見直し時の情報源（複数回答）



■総人口

	調査数	前年度実績	利用者への調査で把握したニーズ	その他	無回答
全体	480	59	183	259	65
	100.0	12.3	38.1	54.0	13.5
10,000人未満	50	6	12	22	12
	100.0	12.0	24.0	44.0	24.0
10,000人-50,000人未満	182	14	55	112	26
	100.0	7.7	30.2	61.5	14.3
50,000人-100,000人未満	96	12	39	49	12
	100.0	12.5	40.6	51.0	12.5
100,000人-300,000人未満	101	17	53	50	11
	100.0	16.8	52.5	49.5	10.9
300,000人-500,000人未満	28	6	17	11	3
	100.0	21.4	60.7	39.3	10.7
500,000人以上	23	4	7	15	1
	100.0	17.4	30.4	65.2	4.3

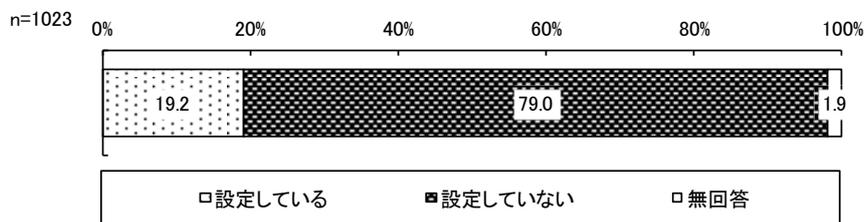
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	45	6	9	21	10
	100.0	13.3	20.0	46.7	22.2
1,000人-5,000人未満	208	20	68	121	30
	100.0	9.6	32.7	58.2	14.4
5,000人-10,000人未満	96	10	43	51	10
	100.0	10.4	44.8	53.1	10.4
10,000人以上	131	23	63	66	15
	100.0	17.6	48.1	50.4	11.5

④一人あたりの利用上限

平成18年度以降における、一人あたりの利用上限（各自治体で設定している、利用している用具の基準額合計の上限や、用具数の上限のことを指す）の設定状況をみると、「設定している」が19.2%であった。また、見直しの実施状況は、「見直しをしている」が25.5%であった。また、見直しの頻度をみると「毎年実施」10.0%、「3年に1回実施」12.0%、「3年に1回以上の期間で実施」76.0%であった。

図表 31 一人あたりの利用上限 上限設定の有無



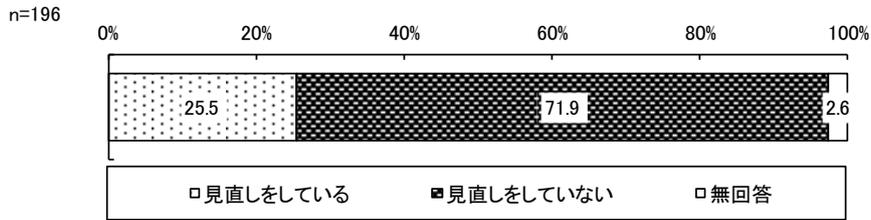
■総人口

	調査数	設定している (%)	設定していない (%)	無回答 (%)
全体	1023	19.2	79.0	1.9
10,000人未満	244	21.3	75.8	2.9
10,000人-50,000人未満	422	19.4	78.7	1.9
50,000人-100,000人未満	160	18.8	79.4	1.9
100,000人-300,000人未満	134	14.9	85.1	-
300,000人-500,000人未満	36	13.9	86.1	-
500,000人以上	27	25.9	70.4	3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	設定している (%)	設定していない (%)	無回答 (%)
1,000人未満	219	21.9	75.3	2.7
1,000人-5,000人未満	465	18.7	79.4	1.9
5,000人-10,000人未満	170	20.6	77.6	1.8
10,000人以上	166	15.7	83.7	0.6

図表 32 一人あたりの利用上限 見直しの実施状況



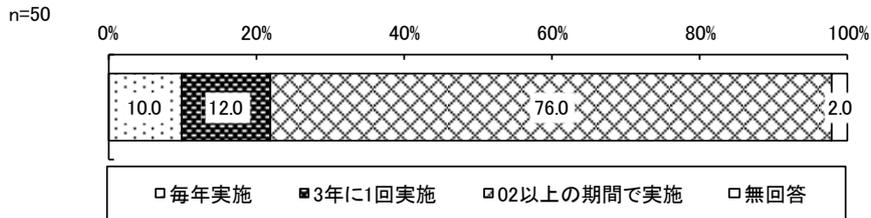
■ 総人口

	調査数	見直しをしている (%)	見直しをしていない (%)	無回答 (%)
全体	196	25.5	71.9	2.6
10,000人未満	52	25.0	69.2	5.8
10,000人-50,000人未満	82	18.3	79.3	2.4
50,000人-100,000人未満	30	9.0	70.0	-
100,000人-300,000人未満	20	6.0	70.0	-
300,000人-500,000人未満	5	4.0	20.0	-
500,000人以上	7	3.0	57.1	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	48	27.1	66.7	6.3
1,000人-5,000人未満	87	19.5	79.3	1.1
5,000人-10,000人未満	35	31.4	65.7	2.9
10,000人以上	26	34.6	65.4	-

図表 33 一人あたりの利用上限 見直しの頻度



■総人口

	調査数	毎年実施	3年に1回実施	02以上の期間で実施	無回答
全体	196	6	6	56	128
	100.0	3.1	3.1	28.6	65.3
10,000人未満	52	4	-	18	30
	100.0	7.7	-	34.6	57.7
10,000人-50,000人未満	82	-	2	17	63
	100.0	-	2.4	20.7	76.8
50,000人-100,000人未満	30	2	3	6	19
	100.0	6.7	10.0	20.0	63.3
100,000人-300,000人未満	20	-	-	7	13
	100.0	-	-	35.0	65.0
300,000人-500,000人未満	5	-	-	4	1
	100.0	-	-	80.0	20
500,000人以上	7	-	1	4	2
	100.0	-	14.3	57.1	28.6

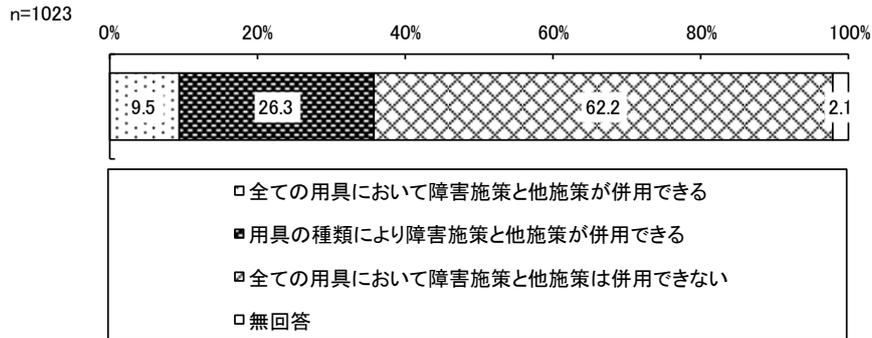
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	48	4	-	17	27
	100.0	8.3	-	35.4	56.3
1,000人-5,000人未満	87	-	3	18	66
	100.0	-	3.4	20.7	75.9
5,000人-10,000人未満	35	2	2	10	21
	100.0	5.7	5.7	28.6	60.0
10,000人以上	26	-	1	11	14
	100.0	-	3.8	42.3	53.8

(6) 他施策で利用可能な類似機能の用具等がある場合の併用状況

他施策で利用可能な用具等がある場合の併用状況についてみると、「全ての用具において障害施策と他施策は併用できない」が62.2%と過半を占めた。

図表 34 対象用具に係る他施策との併用状況



■総人口

	調査数	併用できる障害用具が施に	併用できない障害用具が施に	併用できない障害用具が施に	併用できない障害用具が施に	無回答
全体	1023	97	269	636	21	
	100.0	9.5	26.3	62.2	2.1	
10,000人未満	244	44	67	125	8	
	100.0	18.0	27.5	51.2	3.3	
10,000人-50,000人未満	422	37	118	258	9	
	100.0	8.8	28.0	61.1	2.1	
50,000人-100,000人未満	160	13	42	102	3	
	100.0	8.1	26.3	63.8	1.9	
100,000人-300,000人未満	134	3	31	100	-	
	100.0	2.2	23.1	74.6	-	
300,000人-500,000人未満	36	-	5	31	-	
	100.0	-	13.9	86.1	-	
500,000人以上	27	-	6	20	1	
	100.0	-	22.2	74.1	3.7	

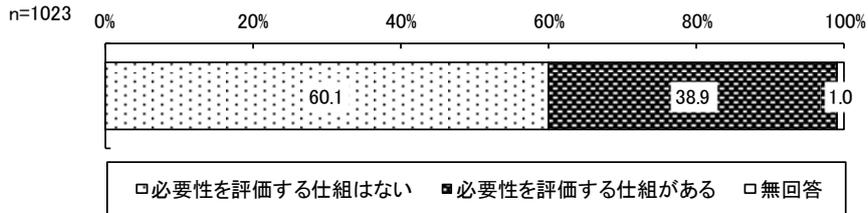
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	219	39	61	113	6
	100.0	17.8	27.9	51.6	2.7
1,000人-5,000人未満	465	42	131	283	9
	100.0	9.0	28.2	60.9	1.9
5,000人-10,000人未満	170	12	43	110	5
	100.0	7.1	25.3	64.7	2.9
10,000人以上	166	3	34	128	1
	100.0	1.8	20.5	77.1	0.6

(7) 申請時に利用の必要性を評価する仕組の有無

申請時に利用の必要性を評価する仕組の有無については、「仕組はない」と回答した自治体が 60.1%であった。また、評価を行う者については、「自治体職員」が 89.9%であった。

図表 35 必要性を評価する仕組の有無



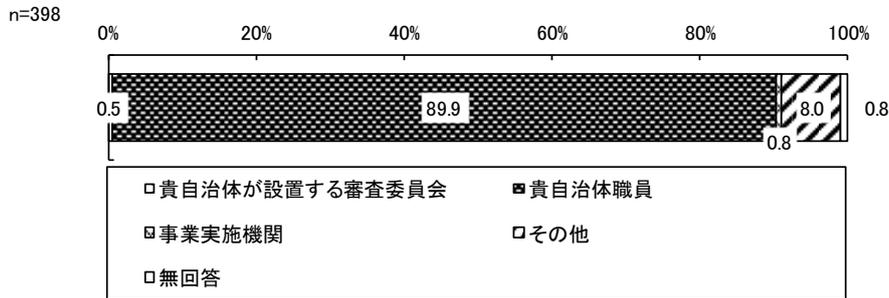
■ 総人口

	調査数	は価 なす いる 性 仕を 組評	が価 あす る 性 仕を 組評	無 回 答
全体	1023	615	398	10
	100.0	60.1	38.9	1.0
10,000人未満	244	169	72	3
	100.0	69.3	29.5	1.2
10,000人-50,000人未満	422	255	163	4
	100.0	60.4	38.6	0.9
50,000人-100,000人未満	160	83	75	2
	100.0	51.9	46.9	1.3
100,000人-300,000人未満	134	75	59	-
	100.0	56.0	44.0	-
300,000人-500,000人未満	36	21	15	-
	100.0	58.3	41.7	-
500,000人以上	27	12	14	1
	100.0	44.4	51.9	3.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	219	152	65	2
	100.0	69.4	29.7	0.9
1,000人-5,000人未満	465	278	182	5
	100.0	59.8	39.1	1.1
5,000人-10,000人未満	170	95	73	2
	100.0	55.9	42.9	1.2
10,000人以上	166	90	75	1
	100.0	54.2	45.2	0.6

図表 36 評価を行う者



■総人口

	調査数	貴自治体が設置する審査委員会	貴自治体職員	事業実施機関	その他	無回答
全体	398	2	358	3	32	3
	100.0	0.5	89.9	0.8	8.0	0.8
10,000人未満	72	1	66	3	1	1
	100.0	1.4	91.7	4.2	1.4	1.4
10,000人-50,000人未満	163	-	148	-	14	1
	100.0	-	90.8	-	8.6	0.6
50,000人-100,000人未満	75	-	67	-	7	1
	100.0	-	89.3	-	9.3	1.3
100,000人-300,000人未満	59	-	54	-	5	-
	100.0	-	91.5	-	8.5	-
300,000人-500,000人未満	15	-	13	-	2	-
	100.0	-	86.7	-	13.3	-
500,000人以上	14	1	10	-	3	-
	100.0	7.1	71.4	-	21.4	-

■障害者手帳等実所持者数合計

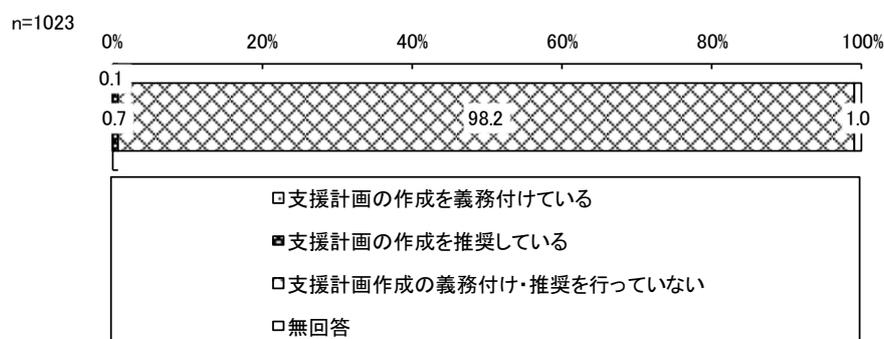
1,000人未満	65	1	58	3	2	1
	100.0	1.5	89.2	4.6	3.1	1.5
1,000人-5,000人未満	182	-	165	-	15	2
	100.0	-	90.7	-	8.2	1.1
5,000人-10,000人未満	73	-	67	-	6	-
	100.0	-	91.8	-	8.2	-
10,000人以上	75	1	65	-	9	-
	100.0	1.3	86.7	-	12.0	-

(8) 利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況

利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況についてみると、「支援計画作成の義務付け・推奨を行っていない」が98.2%であった。また、支援計画の形式については、「サービス利用計画と一体的に作成されている」と「他施策におけるサービスを含めて作成されている」がそれぞれ同率の62.5%であった。

支援計画作成への関わり方については、「事業者が作成した支援計画の提出を求めている」が100%、「自治体の担当者が支援計画を作成している」が25.0%であった。

図表 37 支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況



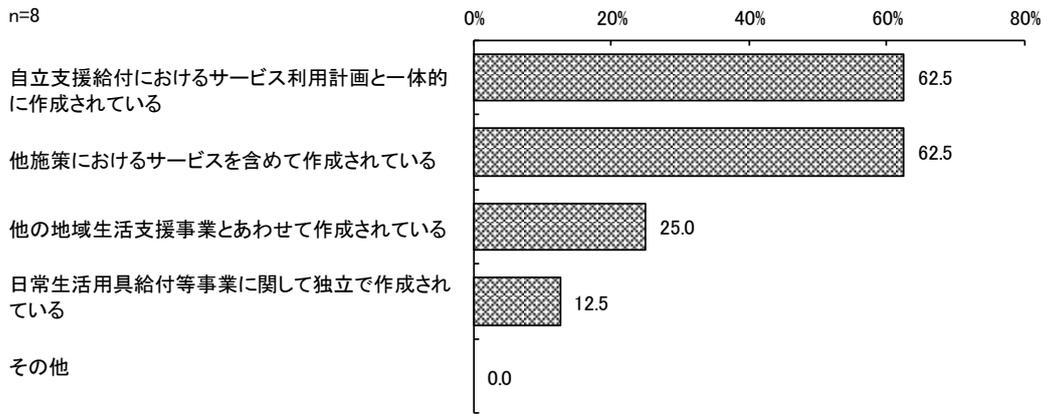
■総人口

	調査数	成 を 義 務 付 け 作 成 計 画 の 有 り 無 き	成 を 推 奨 計 画 の 有 り 無 き	推 奨 計 画 の 有 り 無 き を 行 っ て 成 務 付 け 作 成 計 画 の 有 り 無 き	無 回 答
全 体	1023 100.0	1 0.1	7 0.7	1005 98.2	10 1.0
10,000人未満	244 100.0	-	6 2.5	237 97.1	1 0.4
10,000人-50,000人未満	422 100.0	1 0.2	-	417 98.8	4 0.9
50,000人-100,000人未満	160 100.0	-	1 0.6	157 98.1	2 1.3
100,000人-300,000人未満	134 100.0	-	-	134 100.0	-
300,000人-500,000人未満	36 100.0	-	-	34 94.4	2 5.6
500,000人以上	27 100.0	-	-	26 96.3	1 3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	219 100.0	-	6 2.7	212 96.8	1 0.5
1,000人-5,000人未満	465 100.0	1 0.2	-	461 99.1	3 0.6
5,000人-10,000人未満	170 100.0	-	1 0.6	166 97.6	3 1.8
10,000人以上	166 100.0	-	-	163 98.2	3 1.8

図表 38 義務付けまたは推奨している支援計画の形式（複数回答）



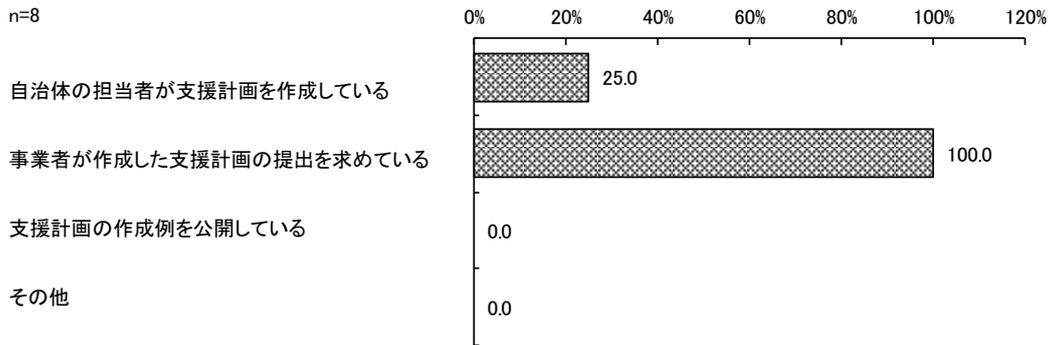
■総人口

	調査数	体的にサービス作成利用計画における	自立支援給付に	他の施策に含めて作成される	その他の地域生活支援事業	日常生活用具給付等事業	その他	無回答
全体	8	5	5	2	1	-	-	
	100.0	62.5	62.5	25.0	12.5	-	-	
10,000人未満	6	4	3	1	-	-	-	
	100.0	66.7	50.0	16.7	-	-	-	
10,000人-50,000人未満	1	1	1	1	1	-	-	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	
50,000人-100,000人未満	1	-	1	-	-	-	-	
	100.0	-	100.0	-	-	-	-	
100,000人-300,000人未満	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	
300,000人-500,000人未満	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	
500,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	6	4	3	1	-	-	-
	100.0	66.7	50.0	16.7	-	-	-
1,000人-5,000人未満	1	1	1	1	1	-	-
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
5,000人-10,000人未満	1	-	1	-	-	-	-
	100.0	-	100.0	-	-	-	-
10,000人以上	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

図表 39 支援計画作成への関わり（複数回答）



■総人口

	調査数	自治体の担当者が作成している	事業者が作成した支援計画の提出を求めている	支援計画の作成例を公開している	その他	無回答
全体	8 100.0	2 25.0	8 100.0	-	-	-
10,000人未満	6 100.0	2 33.3	6 100.0	-	-	-
10,000人-50,000人未満	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-
50,000人-100,000人未満	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-
100,000人-300,000人未満	-	-	-	-	-	-
300,000人-500,000人未満	-	-	-	-	-	-
500,000人以上	-	-	-	-	-	-

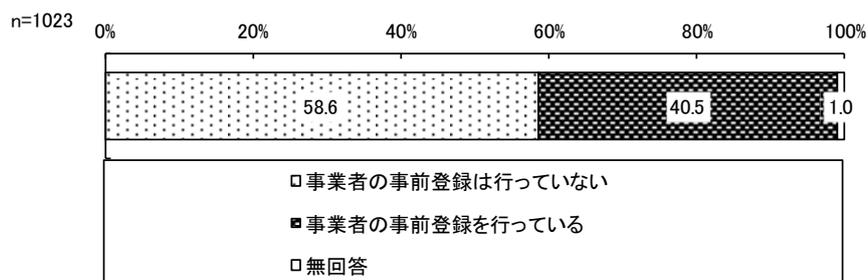
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	6 100.0	2 33.3	6 100.0	-	-	-
1,000人-5,000人未満	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-
5,000人-10,000人未満	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-
10,000人以上	-	-	-	-	-	-

(9) 給付する用具の取り扱い事業者に対する事前登録の実施状況

給付する用具の取り扱い事業者に対する事前登録の実施については、「行っていない」が58.6%、「行っている」が40.5%であった。

図表 40 事業者の事前登録の有無



■ 総人口

	調査数	事業者の事前登録は行っていない (%)	事業者の事前登録を行っている (%)	無回答 (%)
全体	1023	58.6	40.5	1.0
10,000人未満	244	63.9	35.2	0.8
10,000人-50,000人未満	422	58.5	40.5	0.9
50,000人-100,000人未満	160	58.8	40.0	1.3
100,000人-300,000人未満	134	51.5	47.8	0.7
300,000人-500,000人未満	36	58.3	41.7	-
500,000人以上	27	44.4	51.9	3.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

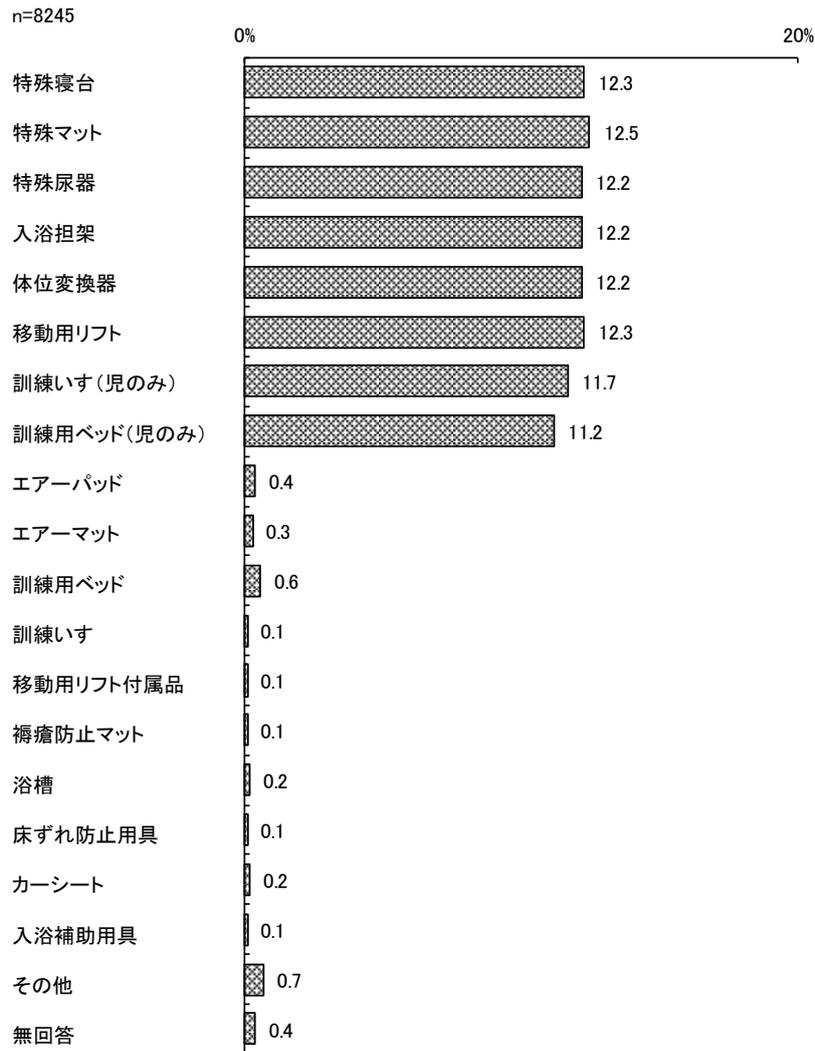
	調査数	事業者の事前登録は行っていない (%)	事業者の事前登録を行っている (%)	無回答 (%)
1,000人未満	219	63.9	35.2	0.9
1,000人-5,000人未満	465	58.3	40.9	0.9
5,000人-10,000人未満	170	60.6	38.2	1.2
10,000人以上	166	51.2	47.6	1.2

(10) 平成29年度の日常生活用具給付等事業の実施状況

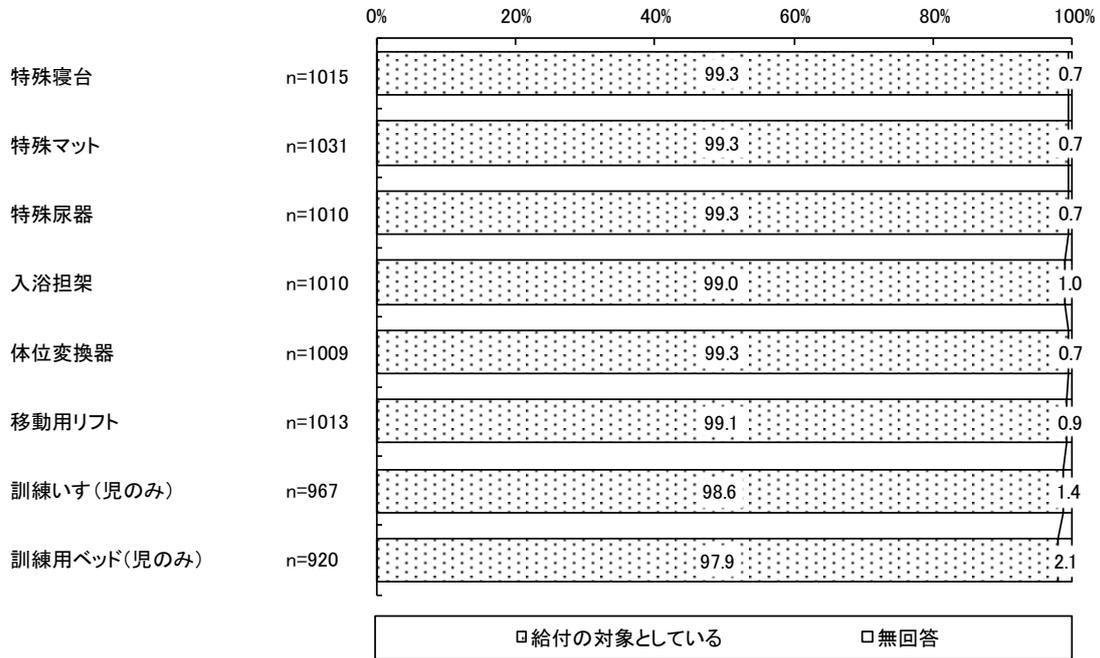
①介護・訓練支援用具

介護・訓練支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

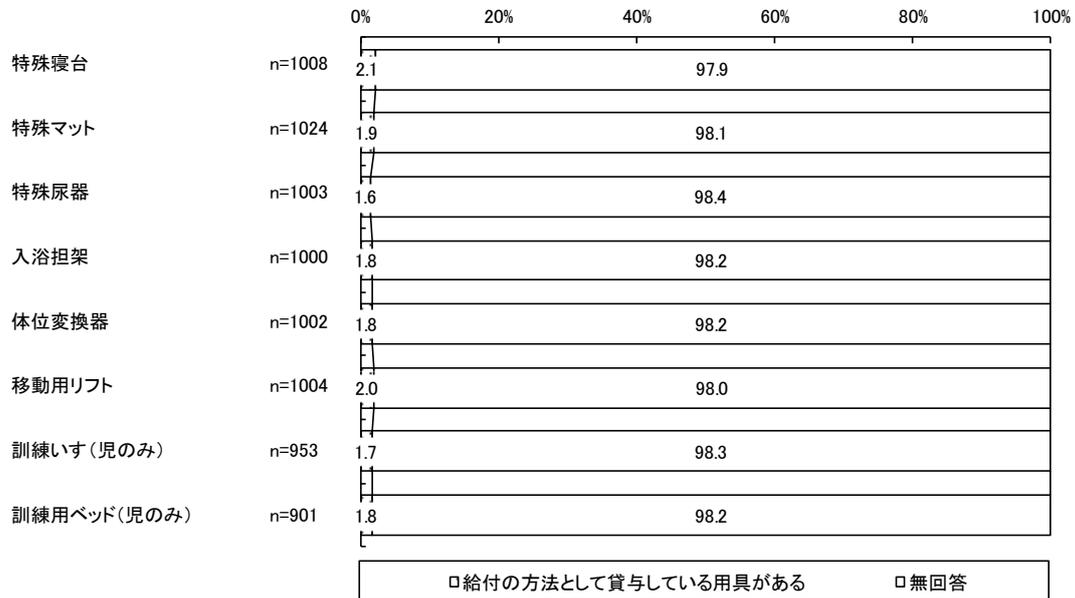
図表 41 ①介護・訓練支援用具 給付対象としている種目(全て)



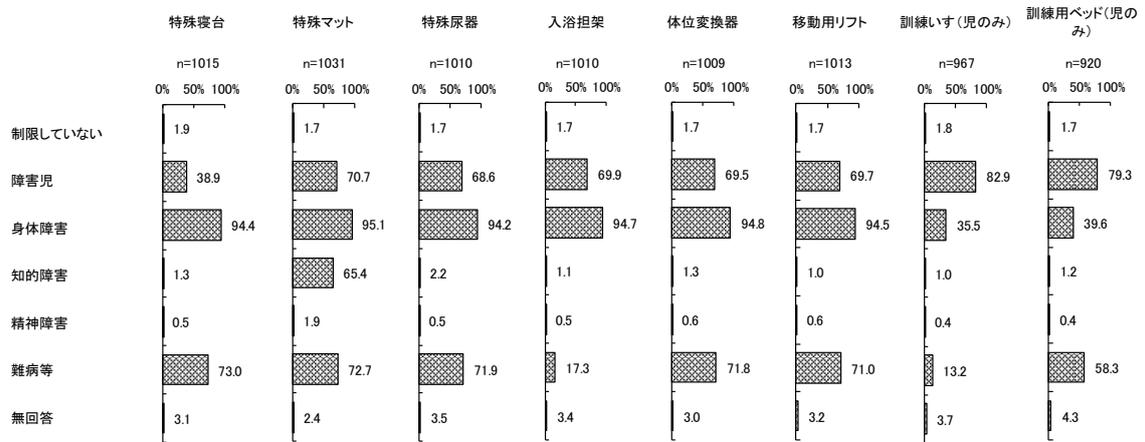
図表 42 ①介護・訓練支援用具 給付対象としている種目



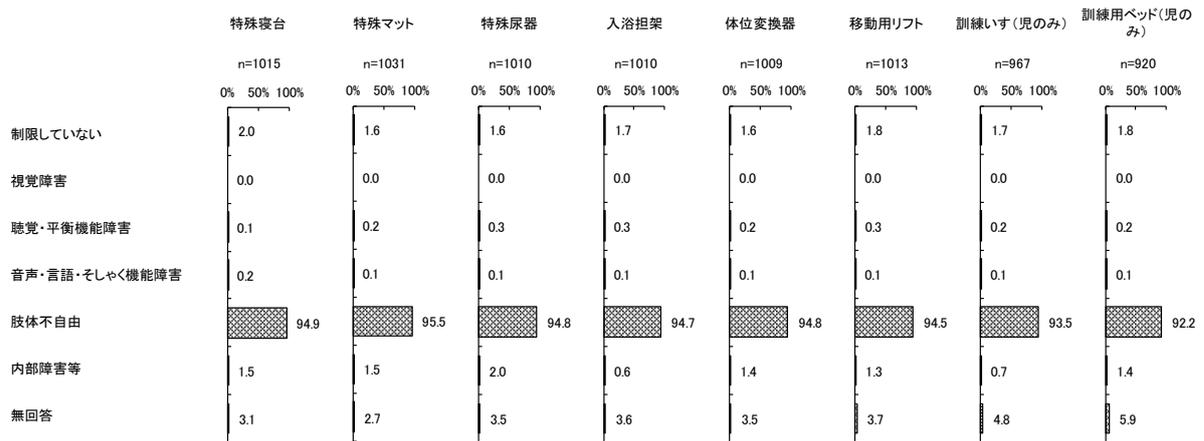
図表 43 ①介護・訓練支援用具 貸与としている種目



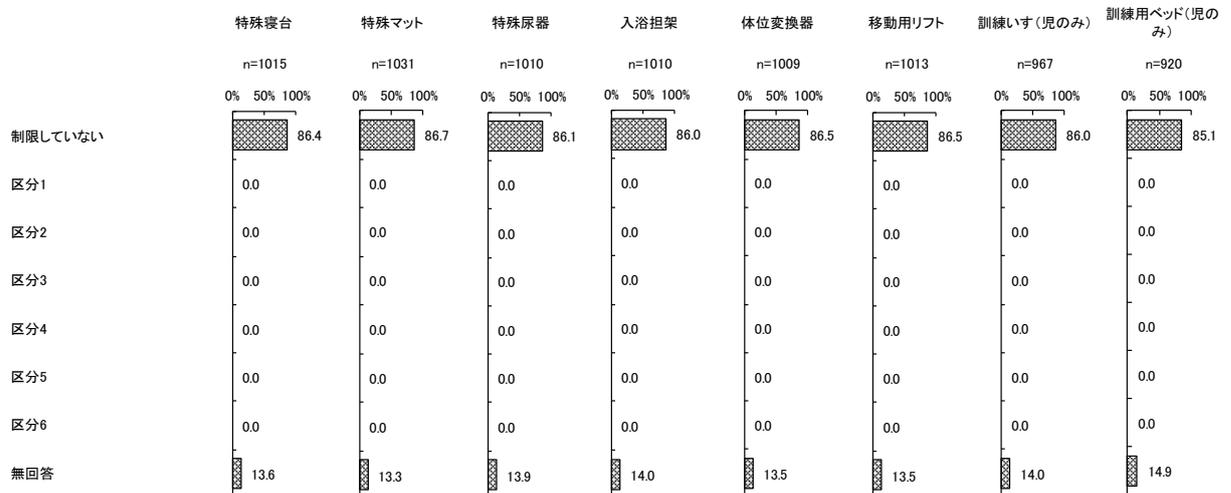
図表 44 ①介護・訓練支援用具 障害種別（複数回答）



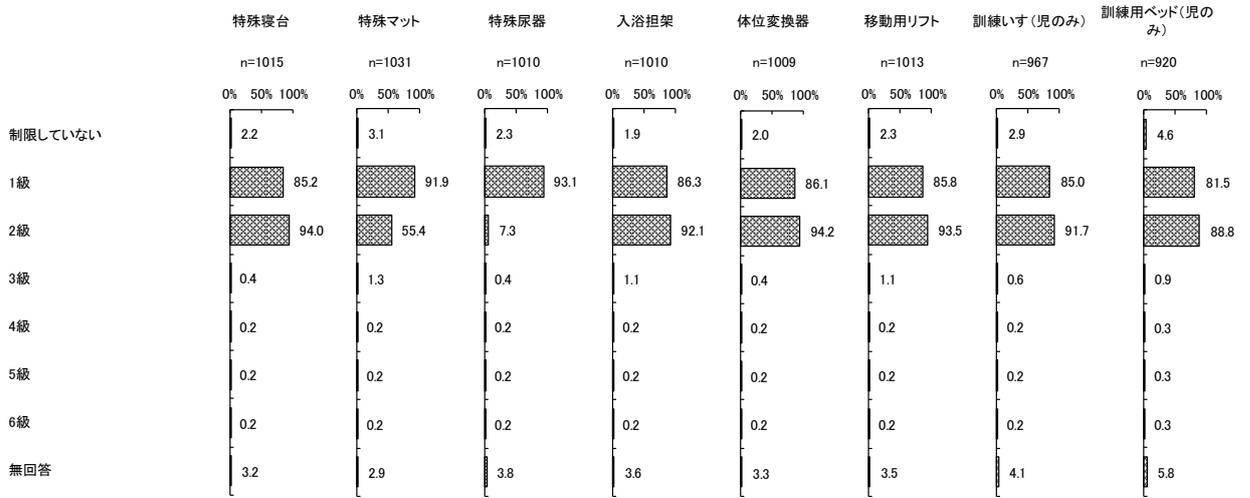
図表 45 ①介護・訓練支援用具 身体障害の部位（複数回答）



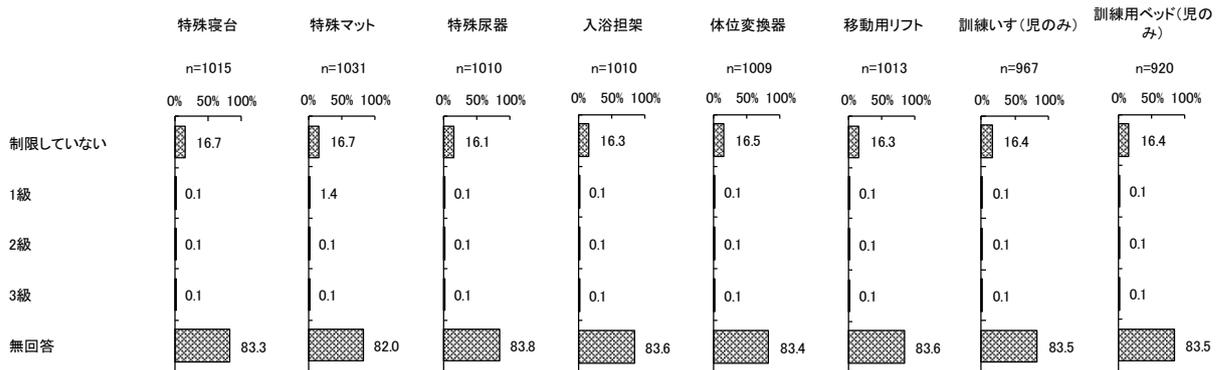
図表 46 ①介護・訓練支援用具 障害支援区分（複数回答）



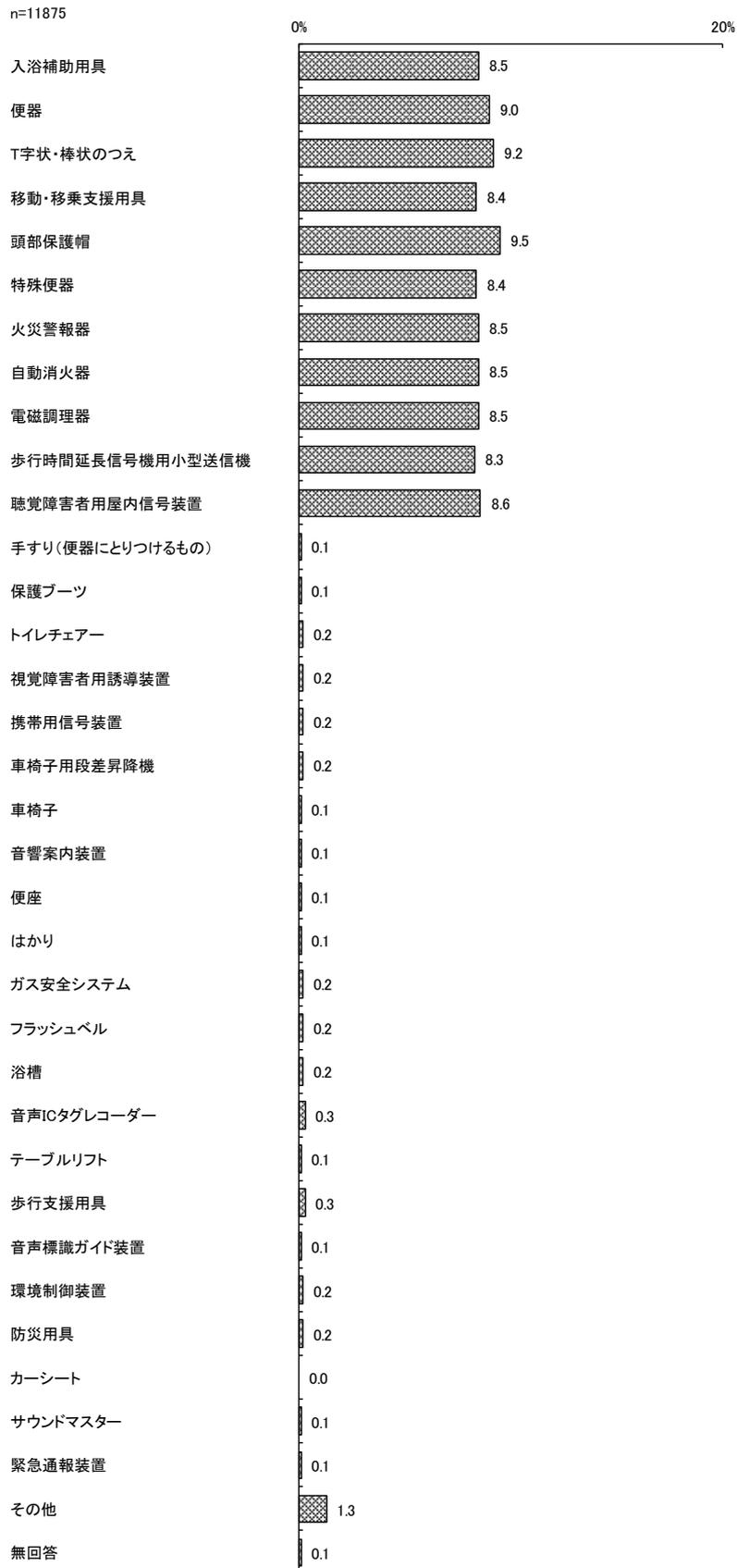
図表 47 ①介護・訓練支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



図表 48 ①介護・訓練支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



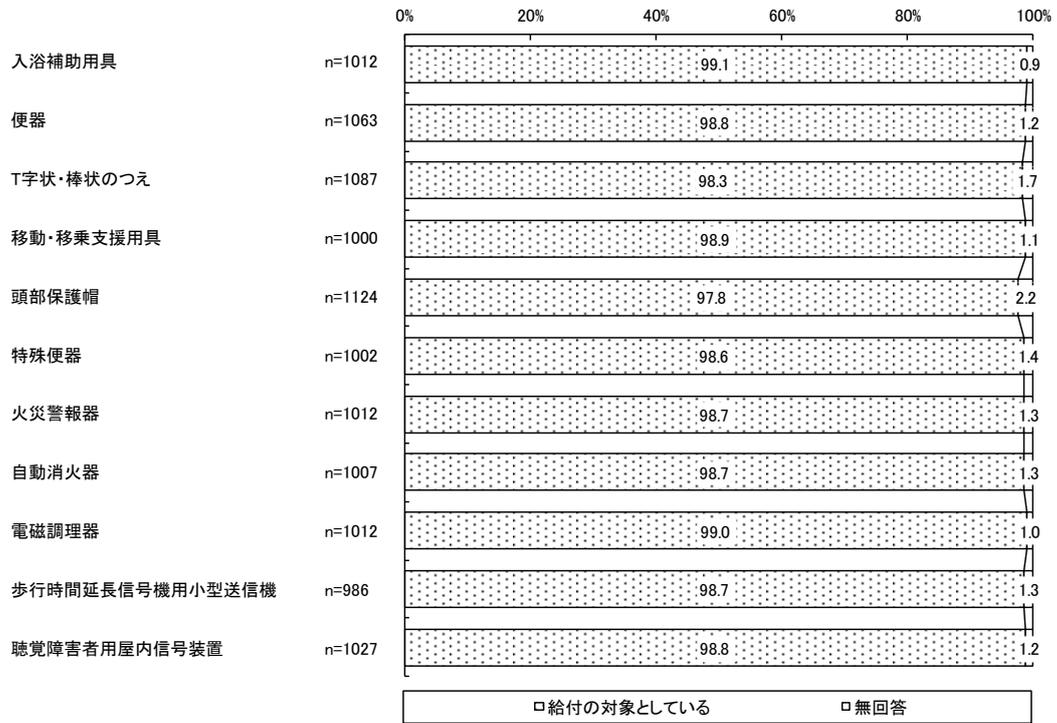
図表 49 ②自立生活支援用具 給付対象としている種目(全て)



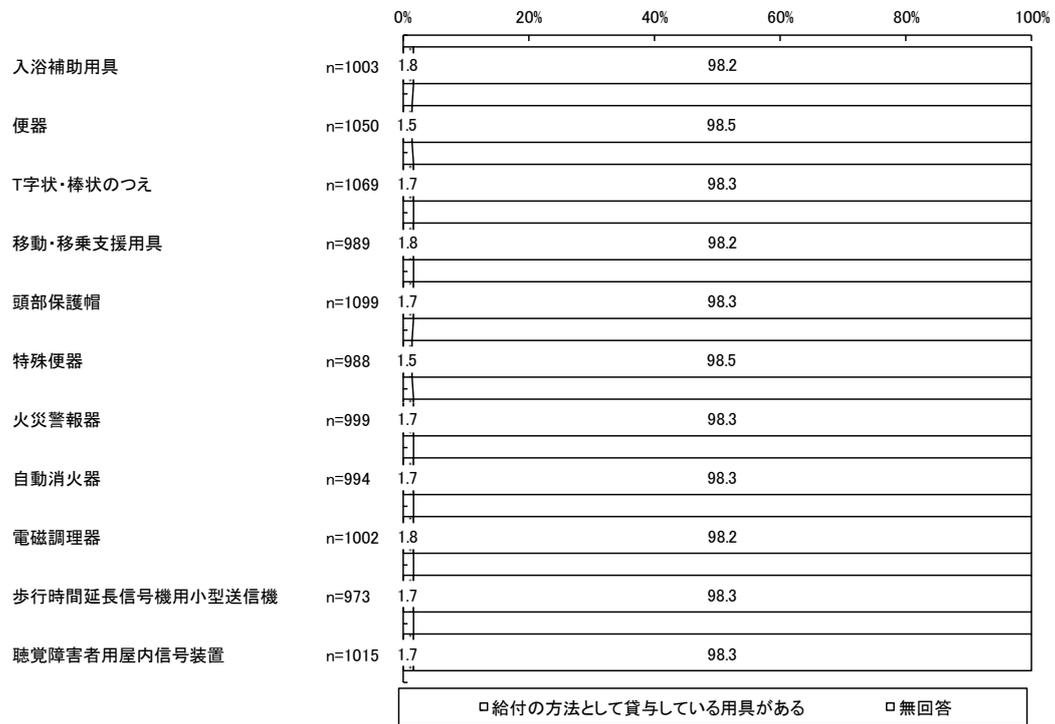
②自立生活支援用具

自立生活支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

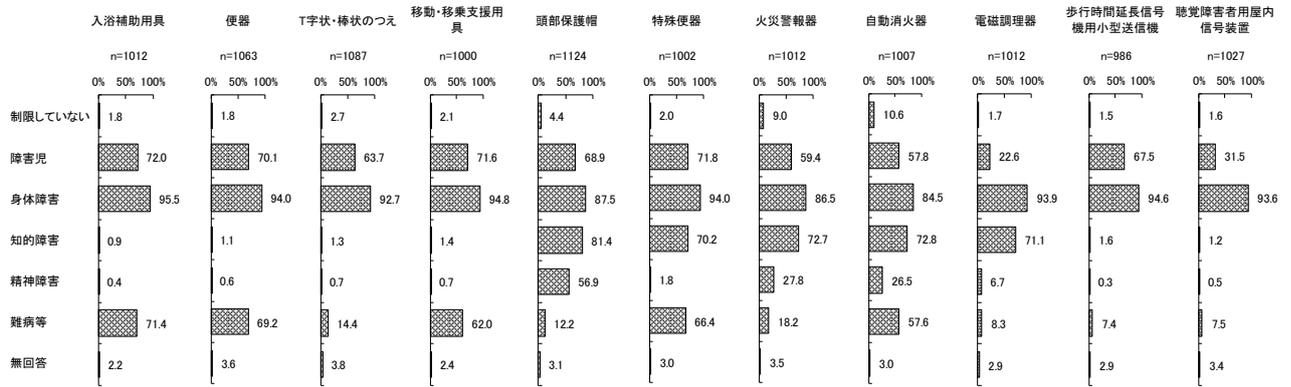
図表 50 ②自立生活支援用具 給付対象としている種目



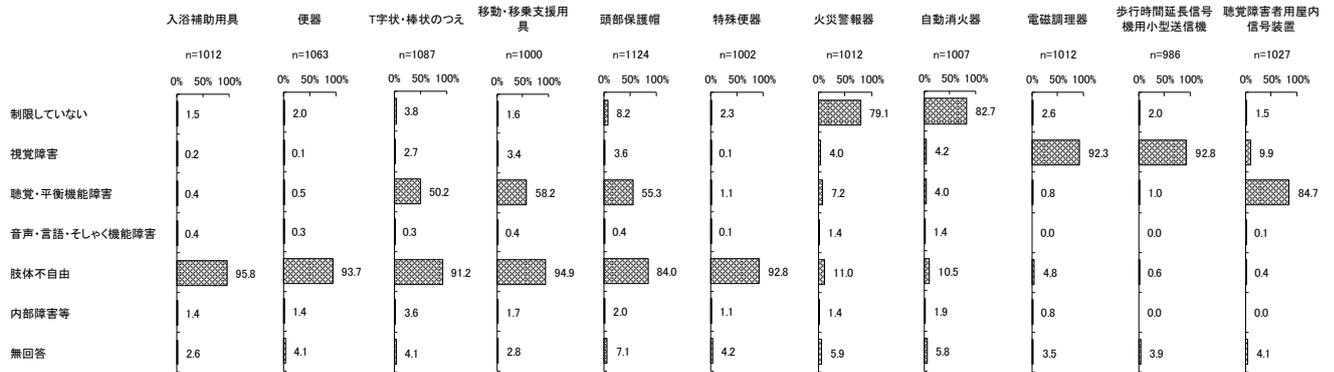
図表 51 ②自立生活支援用具 貸与としている種目



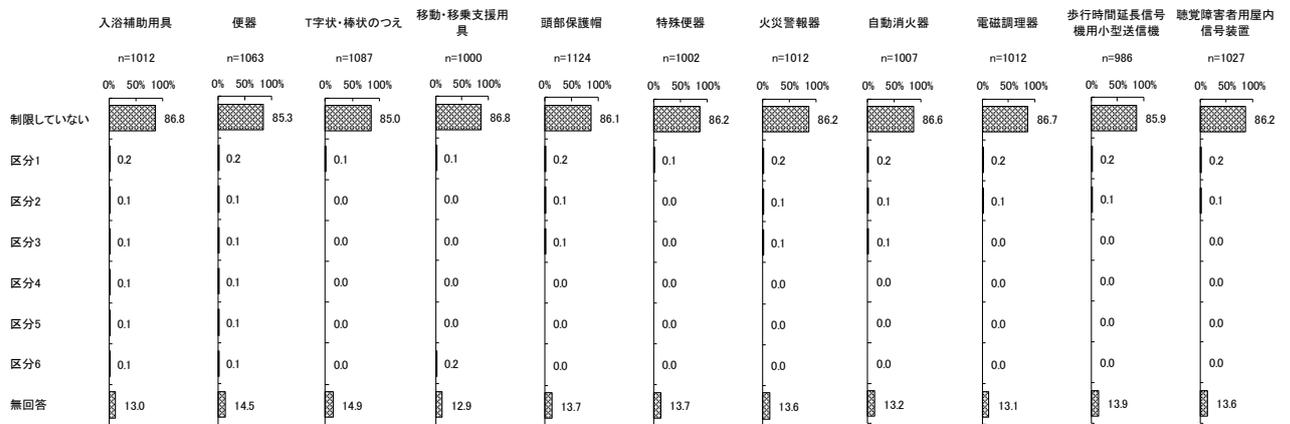
図表 52 ②自立生活支援用具 障害種別（複数回答）



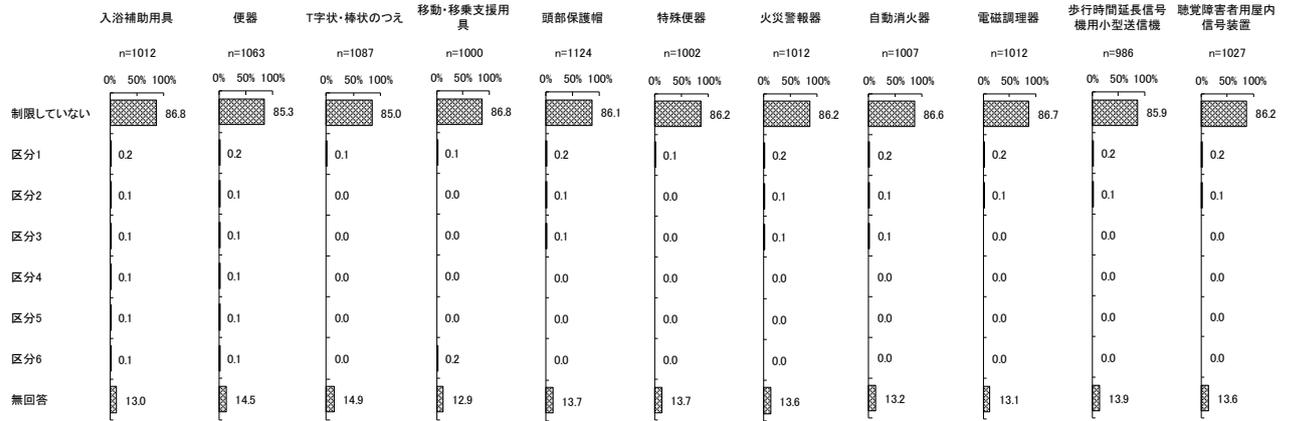
図表 53 ②自立生活支援用具 身体障害の部位（複数回答）



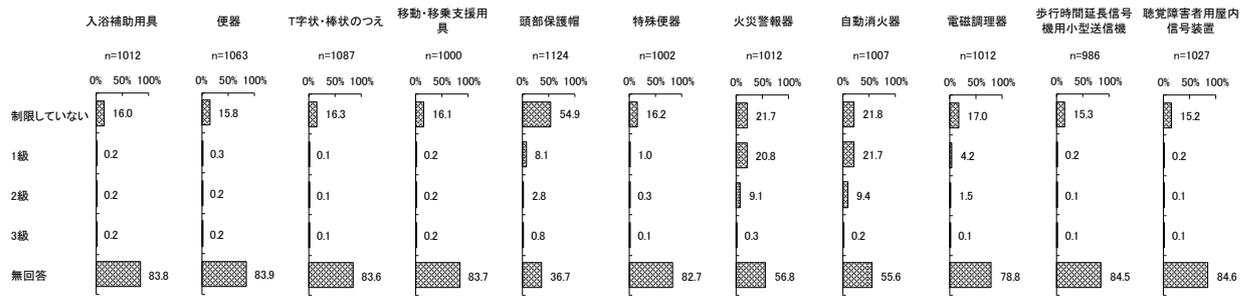
図表 54 ②自立生活支援用具 障害支援区分（複数回答）



図表 55 ②自立生活支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



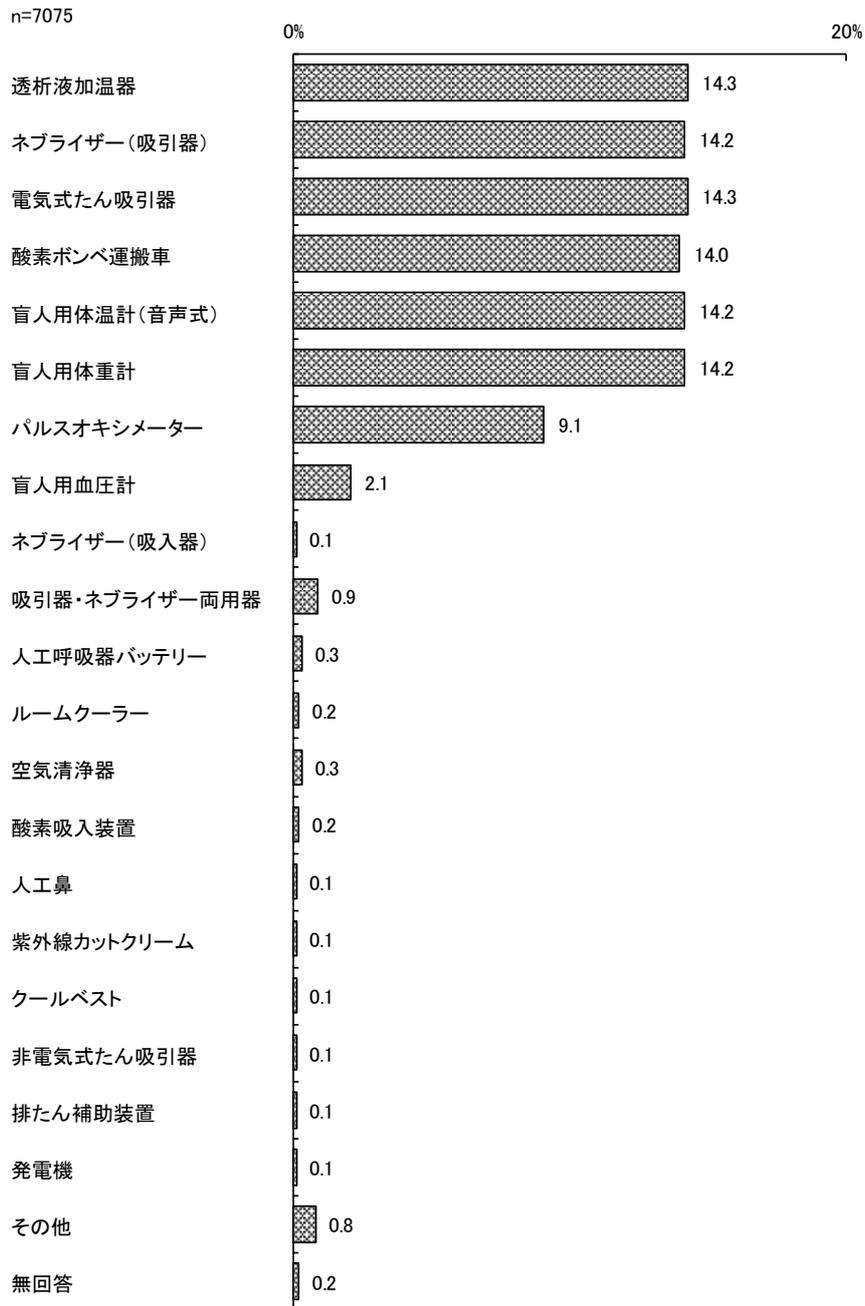
図表 56 ②自立生活支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



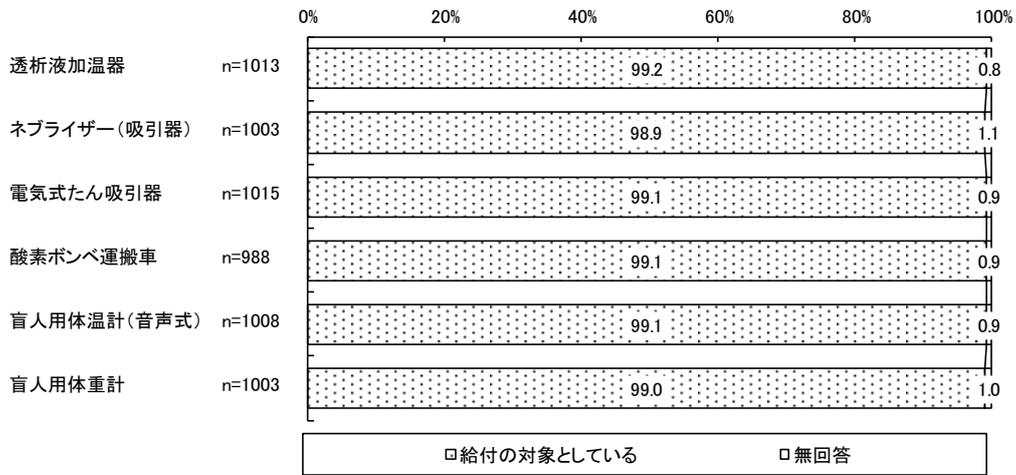
③在宅療養等支援用具

在宅療養等支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

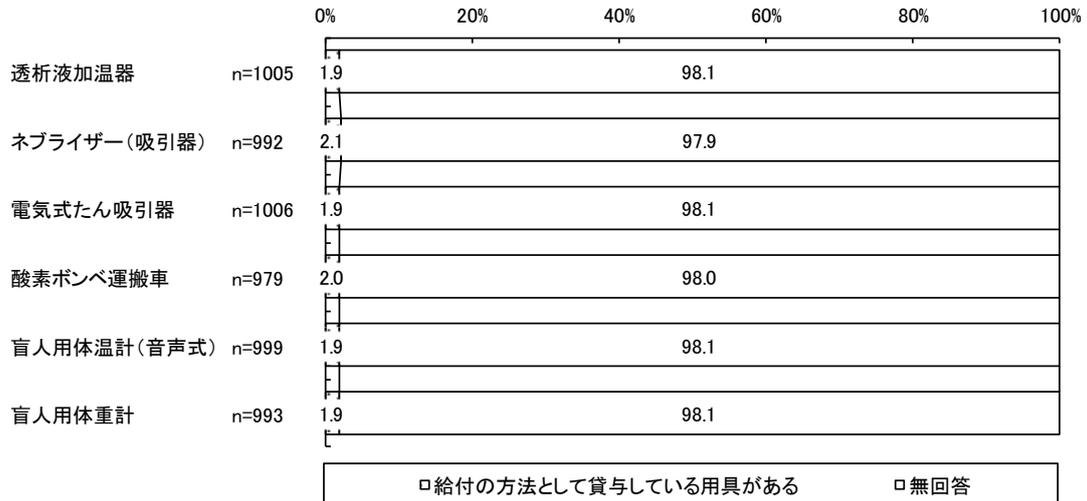
図表 57 ③在宅療養等支援用具 給付対象としている種目(全て)



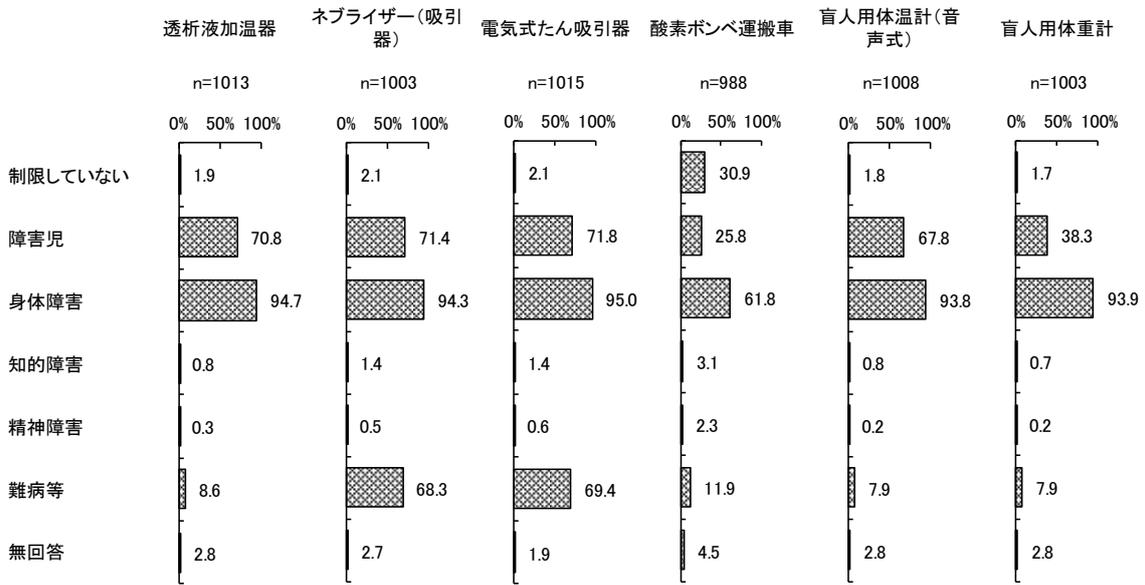
図表 58 ③在宅療養等支援用具 給付対象としている種目



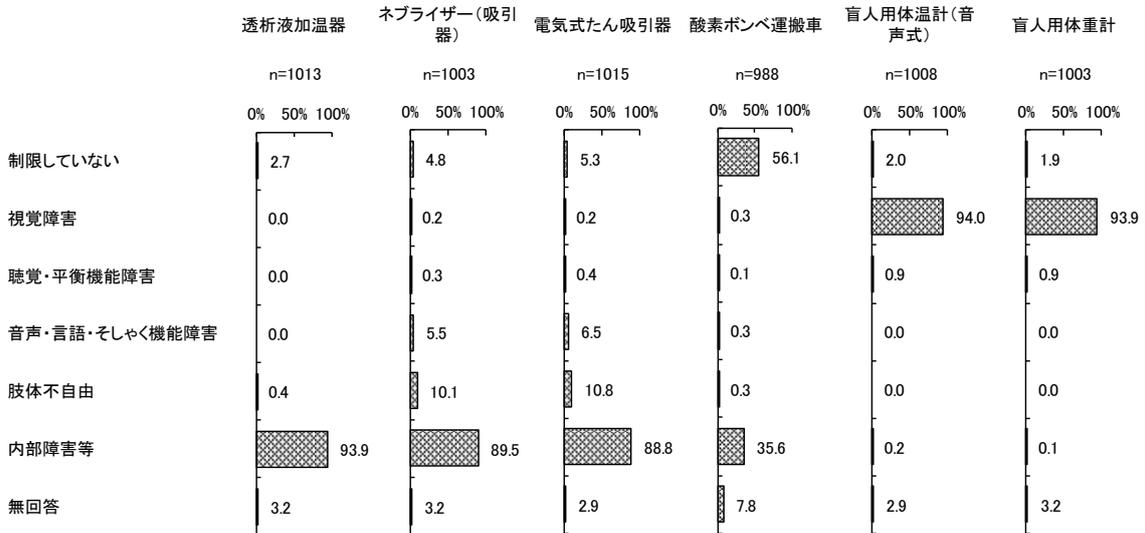
図表 59 ③在宅療養等支援用具 貸与としている種目



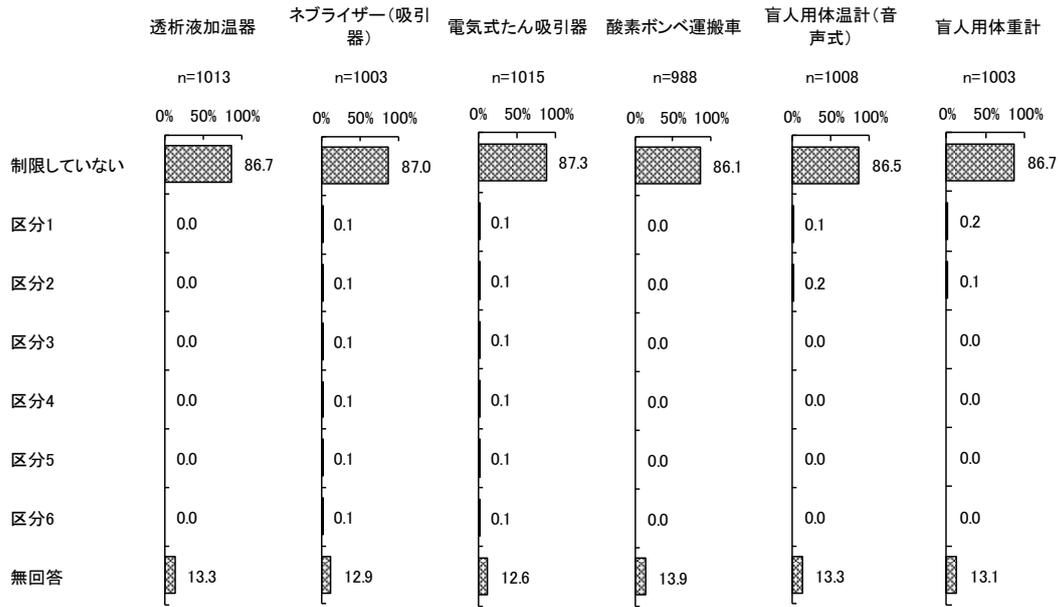
図表 60 ③在宅療養等支援用具 障害種別 (複数回答)



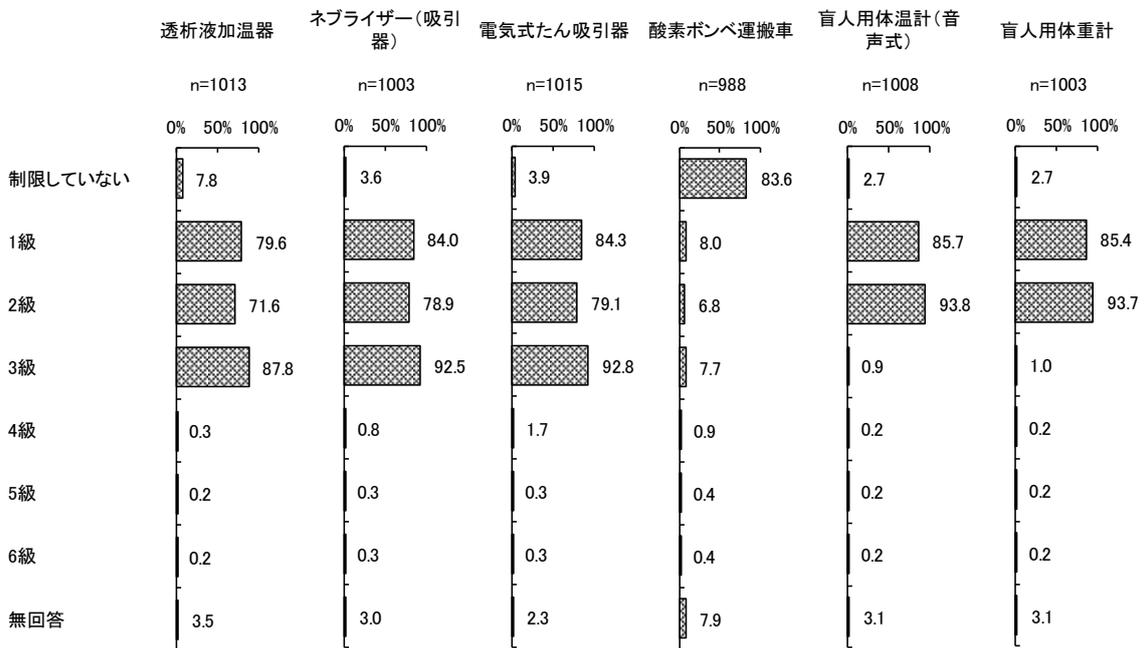
図表 61 ③在宅療養等支援用具 身体障害の部位 (複数回答)



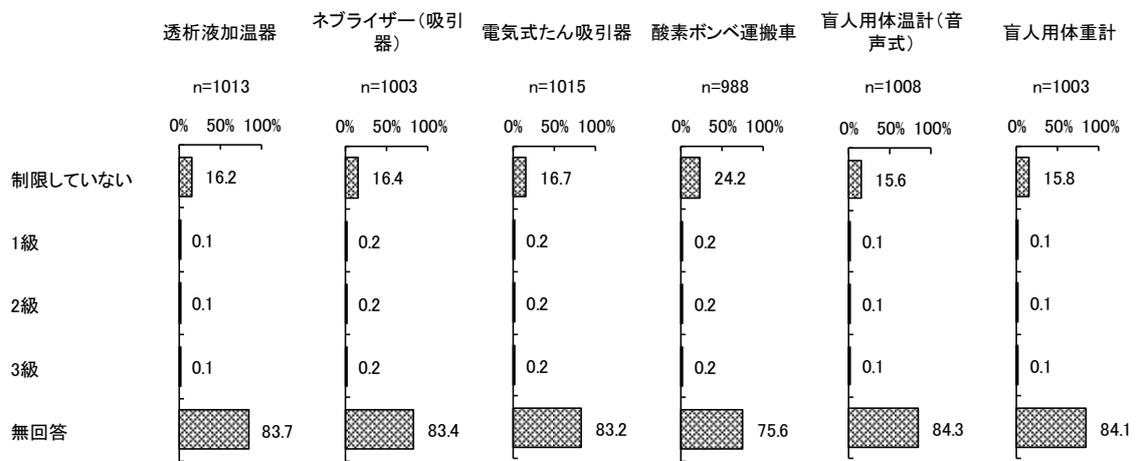
図表 62 ③在宅療養等支援用具 障害支援区分（複数回答）



図表 63 ③在宅療養等支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



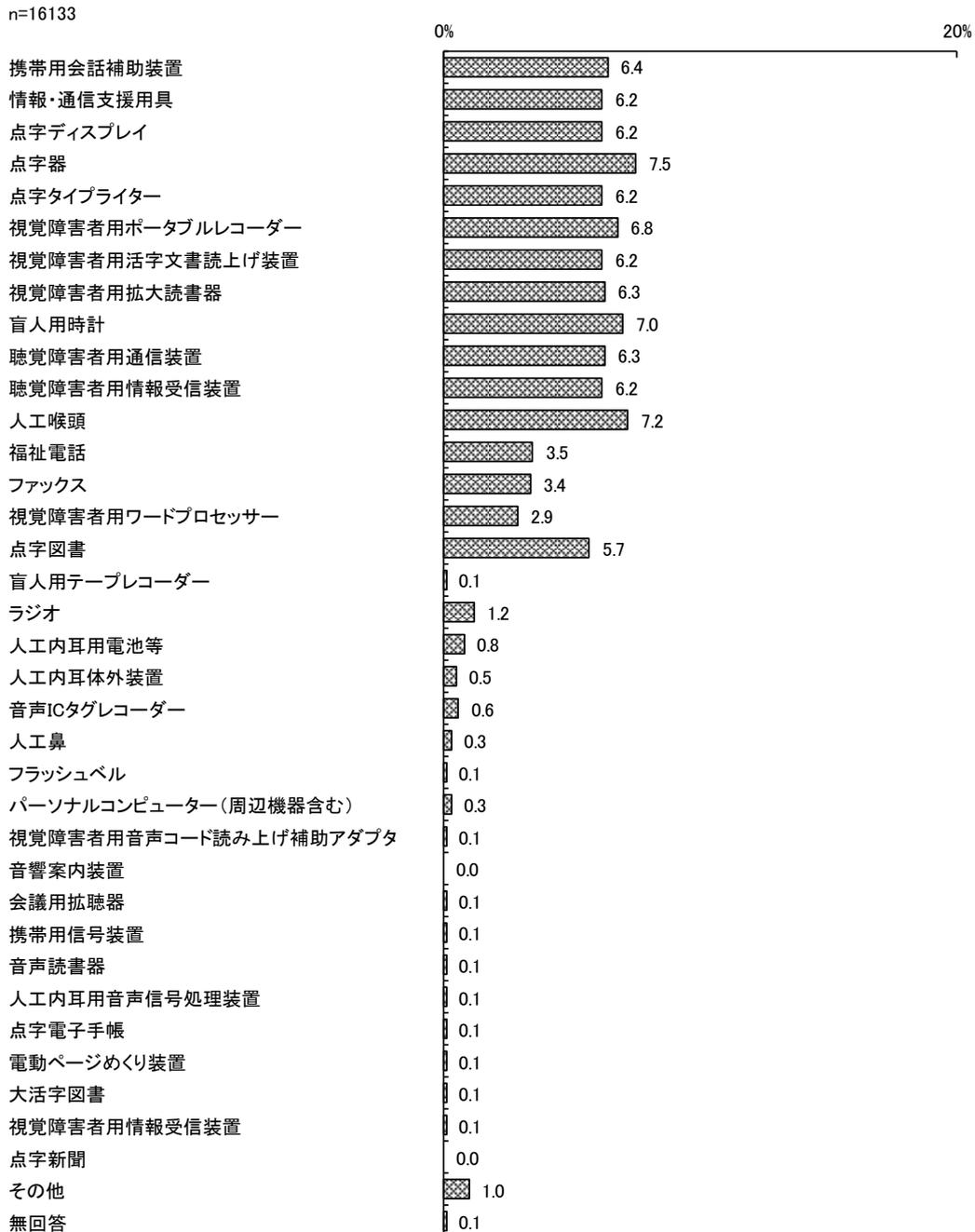
図表 64 ③在宅療養等支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



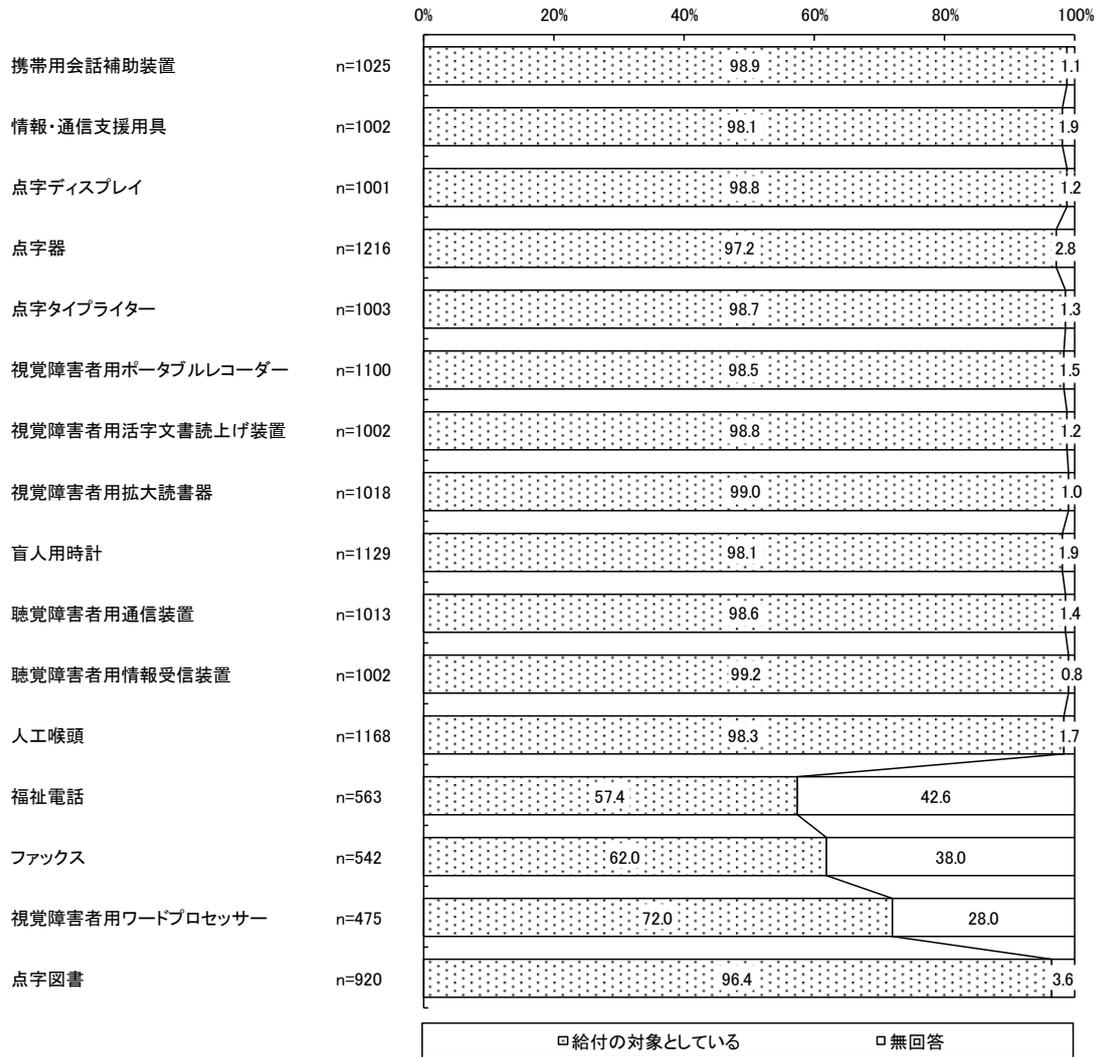
④情報・意思疎通支援用具

情報・意思疎通支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

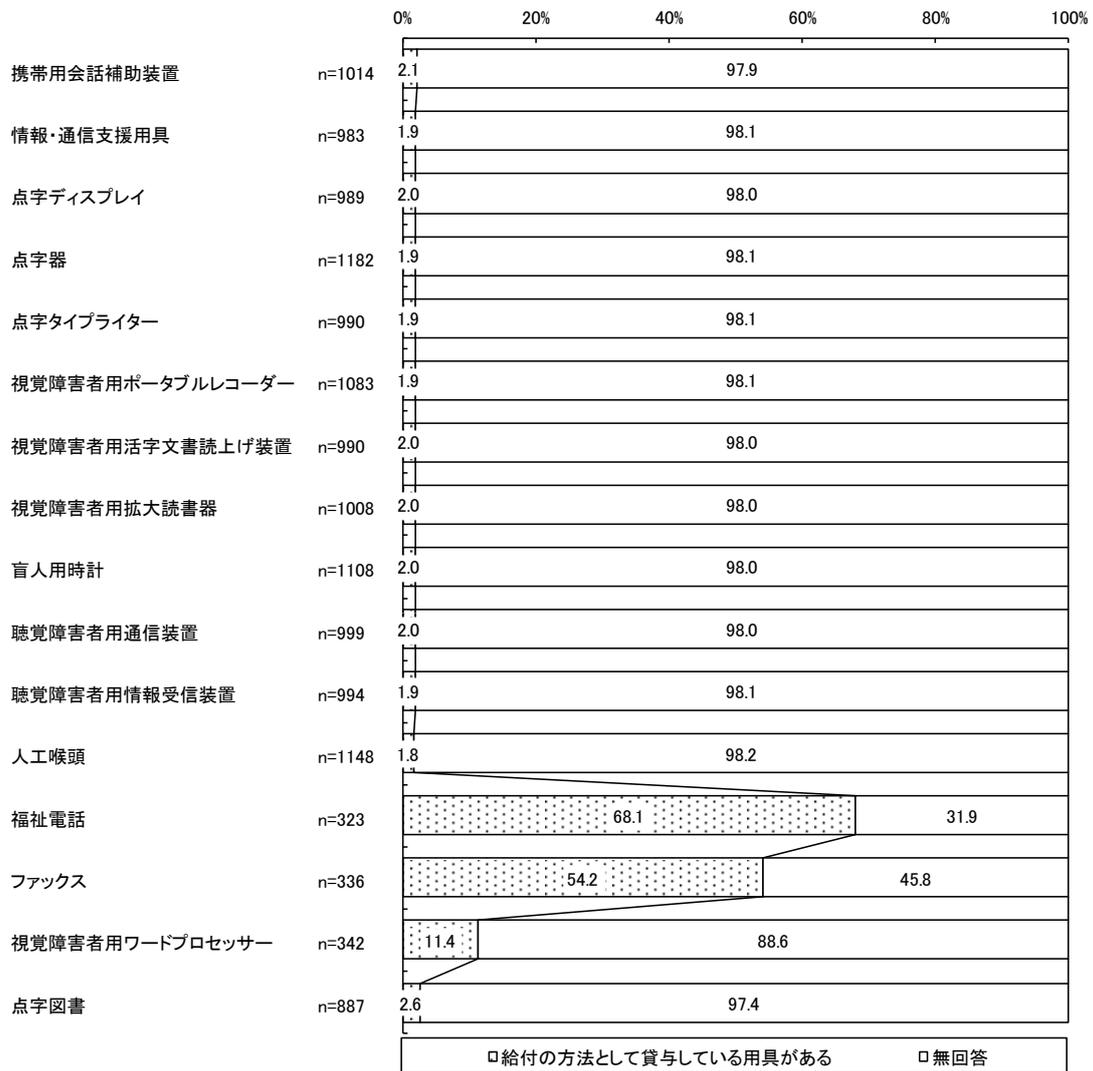
図表 65 ④情報・意思疎通支援用具 給付対象としている種目(全て)



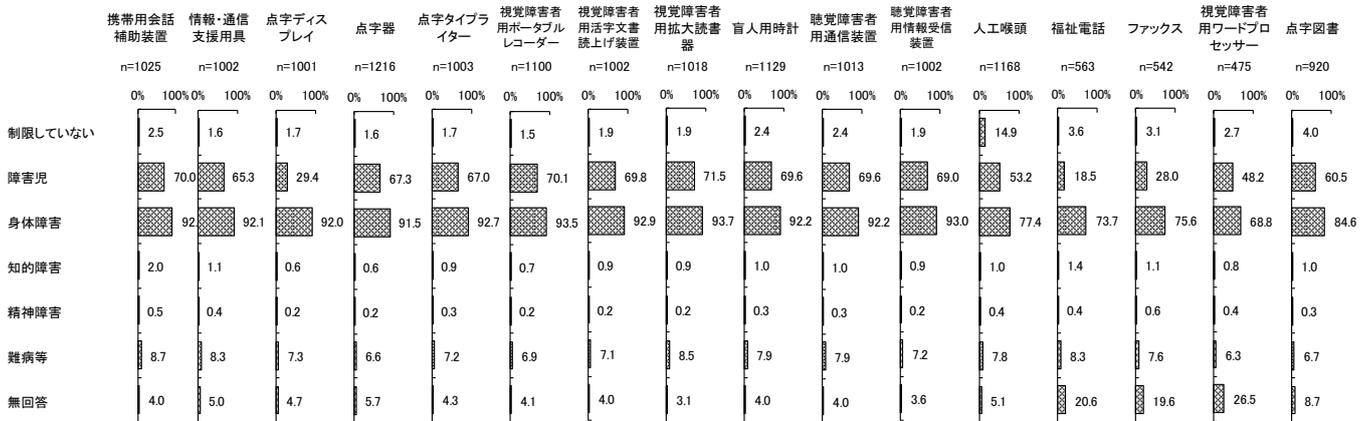
図表 66 ④情報・意思疎通支援用具 給付対象としている種目



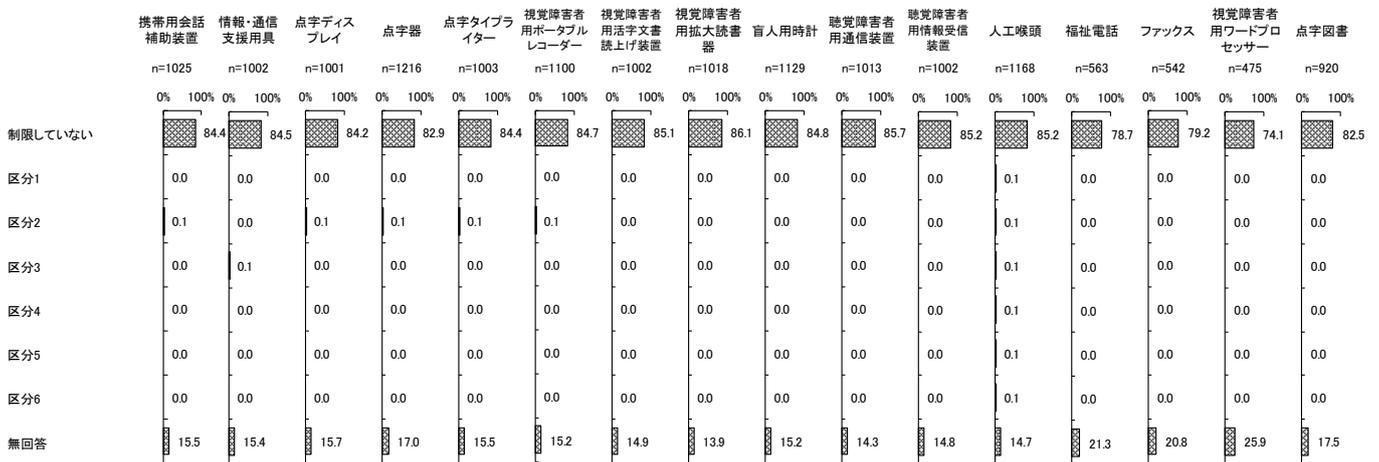
図表 67 ④情報・意思疎通支援用具 貸与している種目



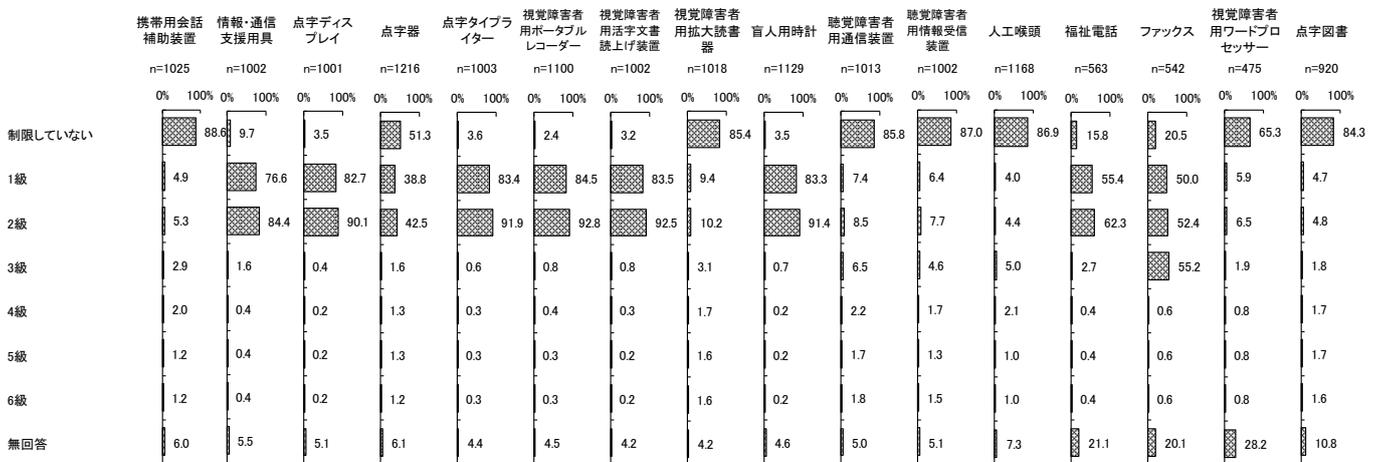
図表 68 ④情報・意思疎通支援用具 障害種別（複数回答）



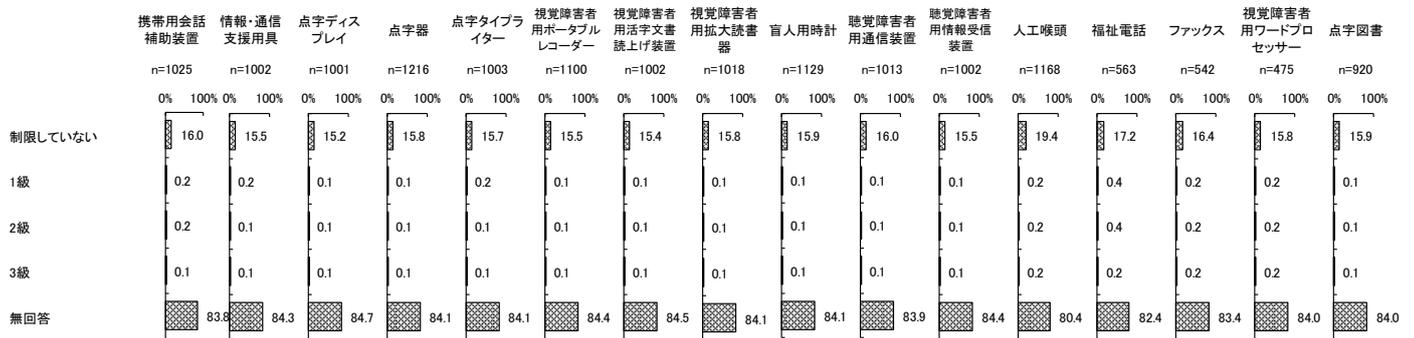
図表 69 ④情報・意思疎通支援用具 身体障害の部位（複数回答）



図表 70 ④情報・意思疎通支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



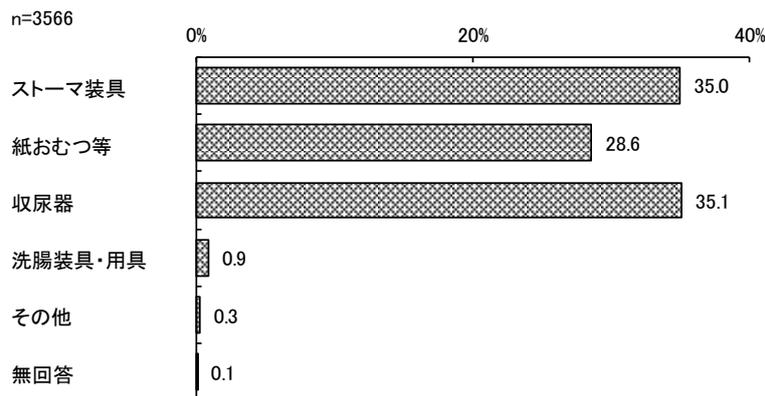
図表 71 ④情報・意思疎通支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



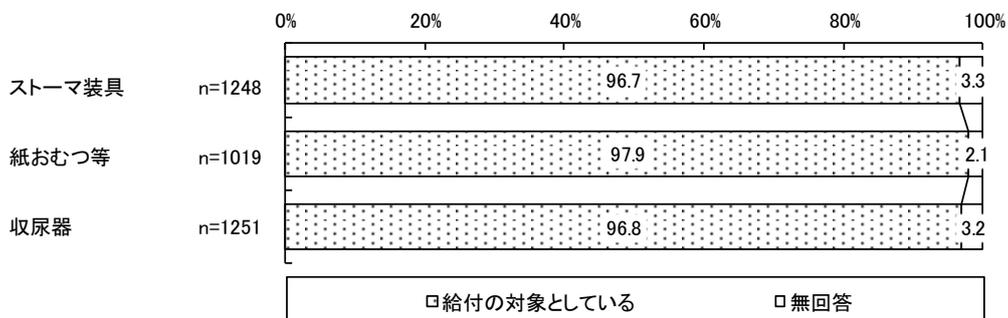
⑤排泄管理支援用具

排泄管理支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

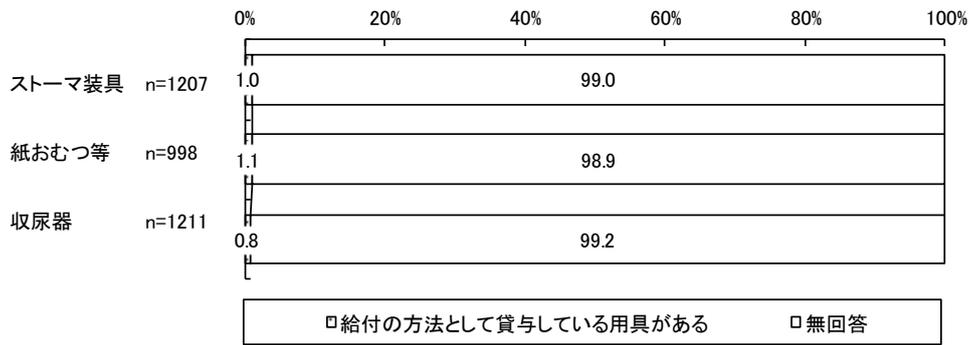
図表 72 ⑤排泄管理支援用具 給付対象としている種目（全て）



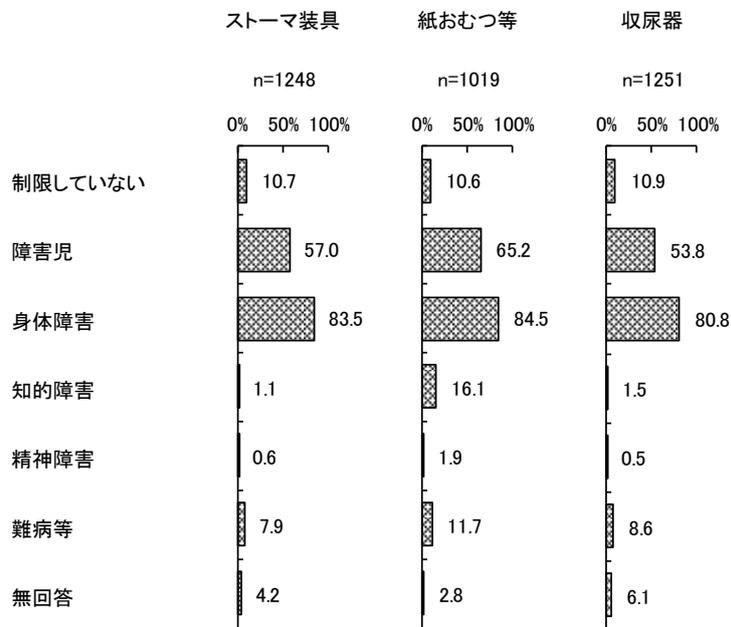
図表 73 ⑤排泄管理支援用具 給付対象としている種目



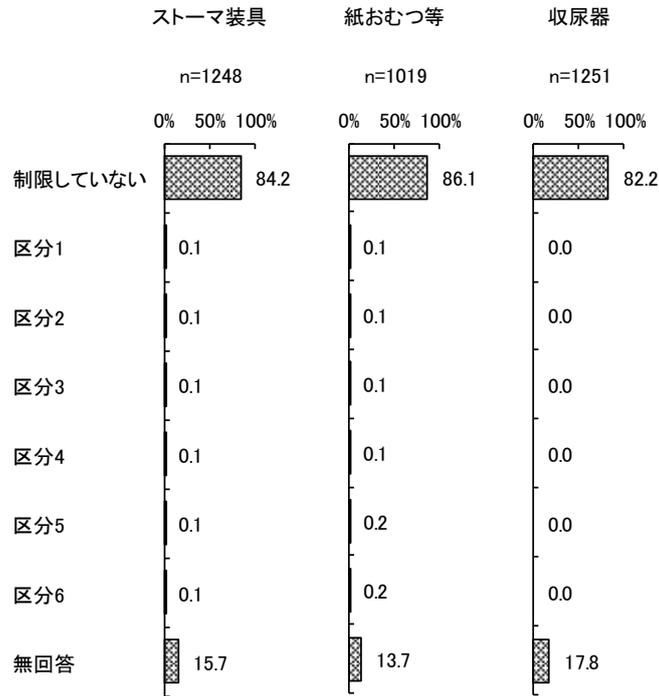
図表 74 ⑤排泄管理支援用具 貸与としている種目



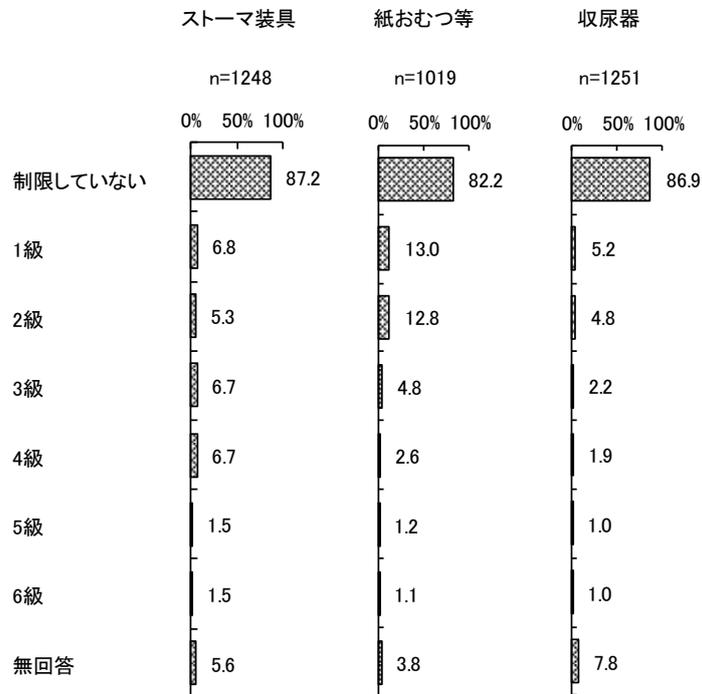
図表 75 ⑤排泄管理支援用具 障害種別 (複数回答)



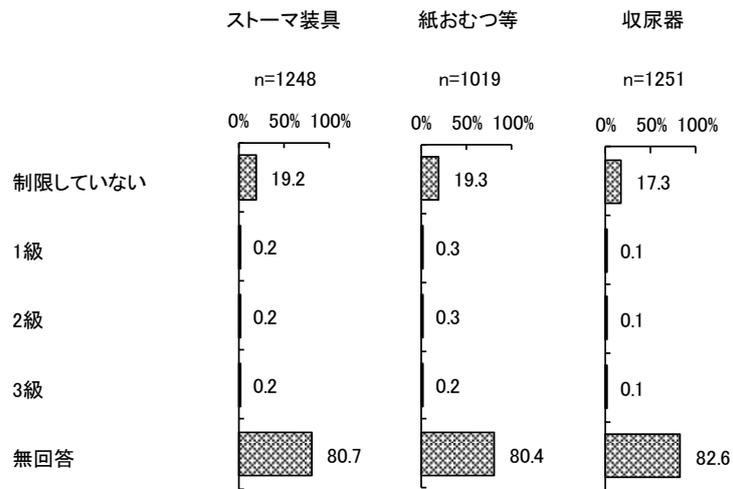
図表 76 ⑤排泄管理支援用具 身体障害の部位（複数回答）



図表 77 ⑤排泄管理支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



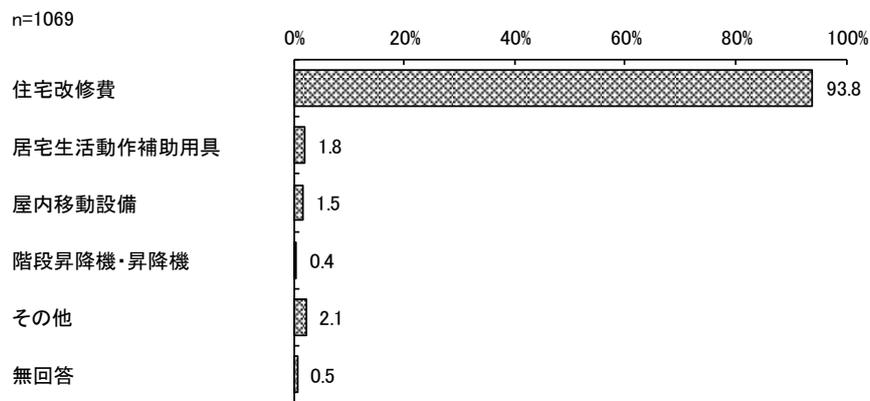
図表 78 ⑤排泄管理支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



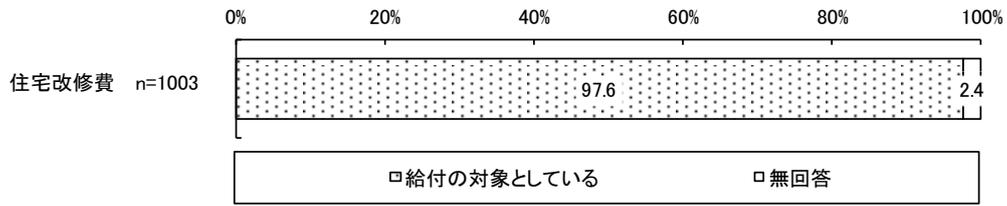
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の実施状況は以下のとおりであった。

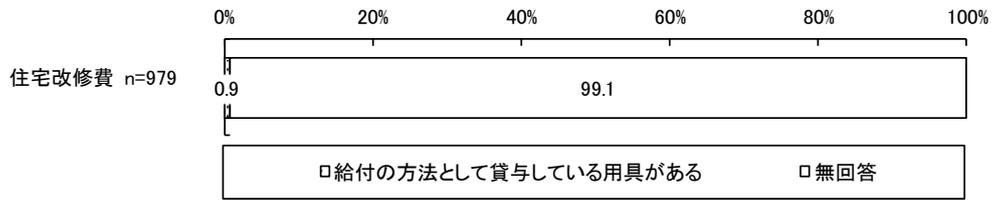
図表 79 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 給付対象としている種目（全て）



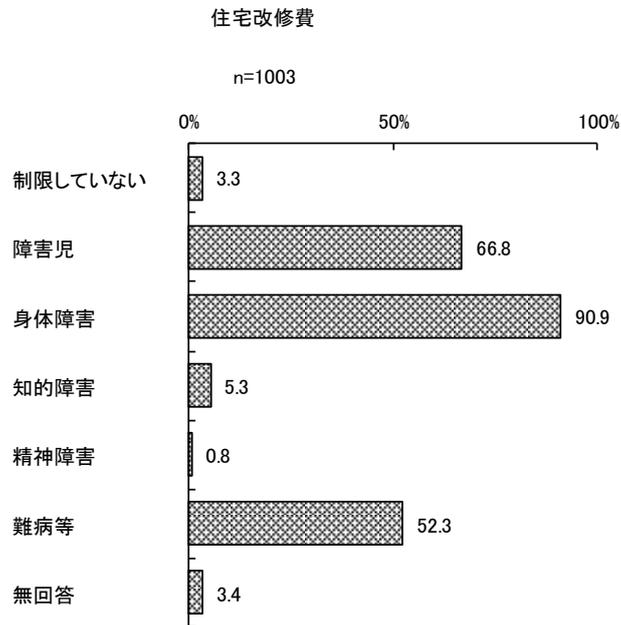
図表 80 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 給付対象としている種目



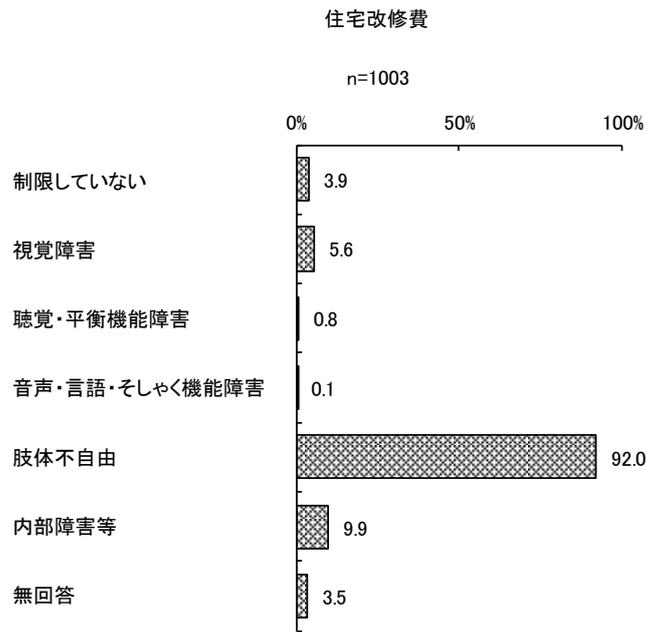
図表 81 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 貸与としている種目



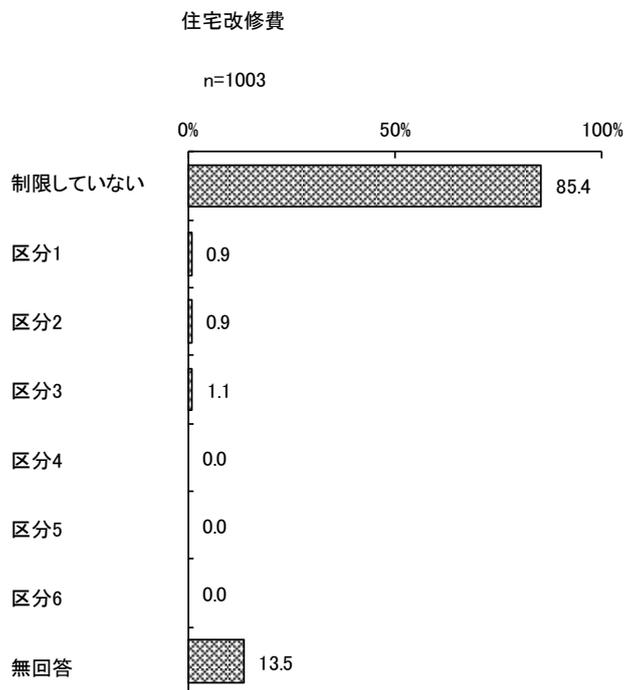
図表 82 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 利用対象となる障害種別 (複数回答)



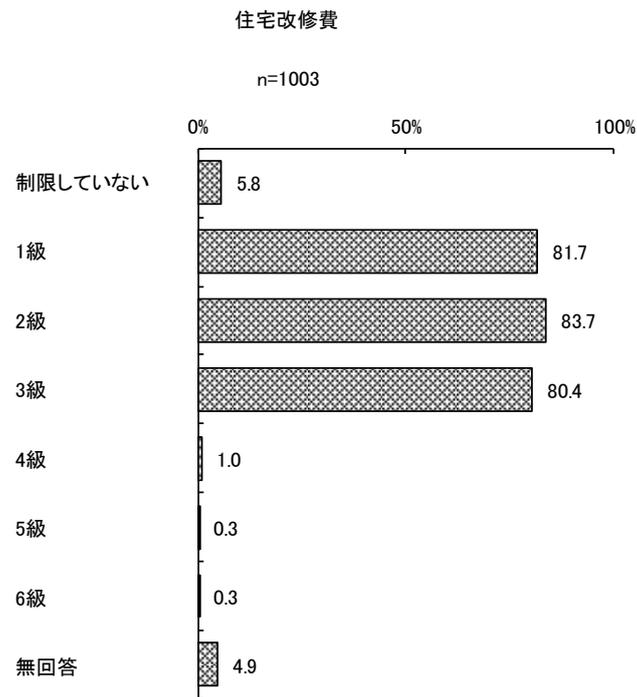
図表 83 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 身体障害の部位 (複数回答)



図表 84 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 障害支援区分 (複数回答)



図表 85 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 身体障害者手帳の等級 (複数回答)



図表 86 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 精神障害者保健福祉手帳の等級 (複数回答)

